# 第II部 ジェンダー統計研究

## 11 無償労働評価とジェンダー平等政策とのつながり

橋本美由紀1

本稿の課題は、無償労働の評価と、男女平等や労働や税に関する諸政策との関連を検討することである。

無償労働の評価は特に貨幣額に帰属計算する形で、家事労働を出発点にして、過去 70~80年にわたって多様におこなわれてきた。ここには、社会の経済的福祉を正確に把握するためには、国民所得・GDPに無償労働の組みいれが必要であるとする経済学の一部からの主張があり、1970年代からは、国連世界女性会議の影響下に、女性の活動を可視的にし、性別の不平等下にある女性の地位を向上させるために必要であるとの主張が強く加わった。そして無償労働の把握のための有力な統計データである生活時間調査が先進国を皮切りに 2000年前後から拡がり、生活行動別時間量についての性別比較も多く行われるにいたる。前章でみた SNA のサテライト勘定の提案とともに、無償労働の特定分野ーボランティア活動、保育等―に関する評価も行われている。

無償労働が特に女性運動とともに実に多く語られ、上記のように無償労働の評価が多く行われていきているのであるが、それらの試み一無償労働の「評価」一が、経済・社会政策、あるいは男女平等政策の立案・監視・評価と、どのように具体的に関連するのかの論議は意外に少ない。無償労働の評価が各国で必ずしも強力には推進されていない理由の一部分は、評価方法の選択やデータの不足、サテライト勘定体系については更に詳細な処理を要求される等の手法・技術的な諸問題が存在することがある。しかし、他方で、筆者には、無償労働の評価が、具体的にどういった政策・計画につながり、それら政策・計画の実施が、現実の社会・経済問題の解決とどう関連するかが明示されていないことにも理由があると思われる。

そこで、本稿では、無償労働(の評価)と諸政策の関連をめぐって、これまでの主要な論議をふりかえり、それら論議の成果と弱点・問題点を整理する。この政策とのつながりの検討が、逆に無償労働の評価の在り方や評価方法の選択にも跳ね返ってくる。これらをふまえて、政策との関連を無償労働評価の方法の選択について今後に向けて、いくつかの提起をして、むすびとしたい。

## 1 無償労働と政策との関連に関するこれまでの論議の概観

無償労働の評価に関する論議・研究は、多かれ少なかれ、暗黙にあるいは明示的に、その評

<sup>1</sup> 法政大学大原社会問題研究所研究員(非常勤)

価結果を、国の経済・社会政策と結びつけることを意図していた。他方で、ジェンダー平等や 男女平等を広い政策との関連でとりあげる論議も、無償労働を問題とする場合が多かった。特 に後者のタイプの論議は、女性の社会的地位に関する問題ないしはジェンダー論議に関する研 究・論議でもあり、その数は膨大である。そこで、本稿では主として、無償労働との関連での 政策を取り上げた研究に限定してふりかえる。

多くの論議は、(i)無償労働の大きさがこれまで無視されてきており、これの可視化が必要なこと、(ii) 無償労働は社会の維持に不可欠な労働であること、(iii)無償労働の負担が圧倒的に女性にかかっていること、(iv)この負担によって、女性の有償労働への進出が阻まれていること、(v)これによって、女性の地位が男性に比べて劣悪であること、等のいずれかの点、あるいはこの多く、更には全体をふくんでいた。

上の(i), (ii)からは、無償労働を無視して一国の経済の全体像を把握できず、経済分析や経済 政策も一面的になるという一部の経済学者の指摘・主張が提出された。これについては前章で ふれた。また, (iii)以下は、国連世界女性会議を契機とする女性運動が強く主張し、これによっ て無償労働の測定や、そのための時間使用調査が国際的に発展した基礎でもある。

とはいえ、上記の例えば、(ii)においても無償労働の位置と機能、そして有償労働との代替可能性と限度、無償労働を有償労働化することが長期的目標なのか、有償化を一定の限度にとどめて有償労働を制限し、無償労働の負担を男女平等とするのか、等々、目標と戦略・政策の内容、無償労働との関連ではなお、検討するべき点が残されていた。そして、有償労働の測定方法と結果数値が、それら政策とどう連携するのか、すなわち、数値の大きさはそれほど大きな問題にはならないのかも、本論文全体の問題意識からは当然検討すべき点である。

これらの輪点をふくめて、これまでの無償労働と政策との関連に関する輪議はどうであった のか。

スウィーベル J.は 1999 年に次のように述べている。「無償労働は、部分的かつためらいながらではあるが、主流の経済学や社会学の研究課題となった 1960,70 年代以降ますます注目されるようになった。長い間、経済学者は労働と有償労働を同一視してきたし、一方、労働問題を専門とする社会学者達はその問題を家族社会学に従事している(たいていはそれほど名声のない)同僚に任せてきた。 30 年後、無償労働の問題は社会サミット (コペンハーゲン、1995.3)と第 4 回世界女性会議(北京、1995.9)の二つの国連世界会議で激しく議論された。外交官とNGOのロビイスト(lobbyist)は、無償労働の測定と評価に関する文言について協議しただけでなく、世界の労働は有償労働と無償労働の両方からなるという新しい見方に一すべては暗黙のうちにではあるが一同意した。しかし、無償労働を国民勘定やその他の統計へ統合することに関する論争は、無償労働を労働として認知することそれ自身が革命であるという事実を不明確にした。

この新しい見方の結果は、二つの世界会議に出発するフォローアップ過程においてほとんど探求されていない。無償労働をその対照物である有償労働の議論なしで語ることはほとんど不可能であると思われるが、両者の関係はあまり研究されていない。社会経済的な政策立案において無償労働が果たしうる役割あるいは果たすべき役割は、未だに十分に議論されていない」(スウィーベル 1999、Introduction)。

要するに無償労働を有償労働とともに労働として認知すること,両者の関係,そして無償労働の政策との関連に関する論議の不足を指摘している。とはいえ,さかのぼってみると,北京女性会議以降、幾つかの論議はある。

まず、1970年代から無償労働の研究を継続していたブルイン-フント(Bruyn-Hundt M.)が 1996年にまとめた著書には、この問題について一章があてられている。次に上にも引用したスウィーベルの 1999年の論文がある。さらに、北京女性会議の前後に、APEC の女性問題担当大臣会合の下での活動、また ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)統計部をふくめてジェンダー問題に対応していたアジア・太平洋地域での活動—ESCAP 統計部のフラット(Flatt A.)のリーダーシップの下での活動がある。

このうち、APEC(アジア太平洋経済協力会議)が女性の問題に明確な注目を示したのは、1996 年 11 月である。このとき、APEC の指導者たちは「経済成長の利益に男性と女性が完全にあず かることを促進する経済的、技術的協力活動を共同して行う」必要を強調した。経済と貿易に 関連する女性問題に責任を持つ APEC の大臣は、1998 年 10 月 15-16 日に第 1 回女性問題担当 大臣会合を行い、APEC での経済的開発における女性を討議した $^2$ 。この会合では、「APEC の経 済開発および協力における女性」をメインテーマとし、「女性と中小企業」,「女性と産業科学お よび技術」、「女性と人的資源開発」がサブテーマとされた。大臣たちの勧告に基づいて、APEC は、APEC における女性の統合に関する特別タスクフォースを設立した。このワーキンググル ープの1つが、APEC人的資源開発ワーキンググループ(HDR WG)である $^{3}$ 。このプロジェクト の下に、プロジェクト「人的資源政策を形成する際の有償労働と無償労働の間の繋がり」が、 経済開発管理についてのネットワーク(NEDM)の活動として開始された⁴。オーストラリア、カ ナダ、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ、中国台北、そして合衆国 からの専門家が、1998年から 1999年に3回の会合を持ち、有償労働と無償労働に関する問題 を論議した。9つの参加国の論文が、有償と無償労働を統合する際の主な傾向と問題を提示す るために用意された。中国の香港での1999年5月8日に開かれたしめくくりの会議が、主要な 知見と結論を示し、APEC HRD WG への勧告を作成した。以下では、この会議における諸参加 論文からのまとめ、およびバッカー(Bakker I.)の論文に注目する。ESCAP の統計部の活動とし ては、2000年9月と01年3月のバンコックでのワークショップの成果をガイドブックにまと めた国連の Integrating Unpaid Work into National Policies がある。

以下, 年次的に, ブルイン-フント, スウィーベル, APEC HRD NEDM 報告とバッカー, ESCAP 統計部のガイドブック, の順にとりあげていく。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Joint Ministerial Statement, APEC Ministerial Meeting on Women, 1998. http://www.apecsec.org.sg

<sup>3</sup> APEC における他のワーキンググループは、その課題の「ジェンダーの次元」を論じてきた。産業科学・技術のワーキンググループは、「ジェンダーが他の APEC のフォーラムに対して持つ意味とともに、横断的な問題であることを認識するための」地域科学・技術調整に関する 1996 年会議における APEC の大臣による決定にしたがって、ジェンダーに関する特別委員会を設置した。

<sup>4</sup> プロジェクトは、労働市場でのジェンダー問題を検討した NEDM において取組まれた初期のプロジェクトの成果の上にたてられている: Gender Equity in Education and Trainining: Meeting the Needs of APEC Economies in Transition, (1994); The Role and Status of the HRD of Women in Social and Economic Development, (1997); Gender and Lifelong Learning(1998)

## 2 ブルイン-フント(Bruyn-Hundt 1996)<sup>5</sup>

ブルイン-フントによる無償労働と政策に関わる論議は、主としてその第9章「経済的自立と無償労働」の章で展開されている。

#### 2.1 ブルイン-フントの論議の全体枠

(1)ブルイン-フントは、まず第9章の2節でヨーロッパでのエスピン・アンデルセンによる福祉 国家のタイプ別に女性の労働力率や政策を述べている。このタイプ論議では男女の無償労働の 分業は陽表的には述べられてはいないが、労働市場参加率、税制、社会保障や年金、社会的制 度組織が異なることでテーマに関連するといい、また以下に示す福祉国家のタイプは純粋には 存在しないし、諸変種が単線的に存在するわけではないが、タイプ別に集中しているのだとい う。

- ①自由主義型福祉国家では、受給資格検査(means test)を経ての援助、中位の普遍的移転ないしは社会保障政策が支配的であり、その便益の受給資格は恥辱と結びついていることが多く、政府の役割は最小のものとされ、政府の援助は、市場や家族で間に合わない場合や、自身によっては支えられない貧困者、寡婦、1 人親に限られる。男女の労働市場参加は当然とされているが、実際には、子育てや高齢者介護に対しての手当はない。アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアが典型とされる。
- ②保守的コーポラティズム型福祉国家では、家族や教会が非常に重要で、民間の保険や職業的フリンジ・ベネフイットは最低限の役割しか果たさない。社会保険は専業主婦を除外し、家族手当が母性を奨励する。デイケアや類似の家族サービスは未発達である。女性の労働市場参加率は低い。オーストリア、ドイツ、イタリアが明らかな例である。
- ③社会民主主義型福祉国家の目立った特徴は、福祉と労働の融合であり、最高レベルの平等が 追求されている点である。公的部門は大きく、社会保障や育児や高齢者介護の法制度が大き く整えられており、社会的給付は普遍的であって、通常は他の所得と無関係である。政府に よって整えられている育児は品質が高く、すべての子どもを対象としている。小さな子ども を持つ両親は有給の親休暇を受けることが可能である。税や社会保障は個人別である。女性 の労働市場参加率は高い。労働の権利は、所得保護(income protection)の権利と同じ位置に ある一方で、福祉体制を維持する膨大な費用は、社会問題を最小限にして、見返りの所得を 最大限にする連帯と普遍的手段に基づいている。北欧諸国がこのタイプであるとされる。
- (2) ブルイン-フントは、(i)主婦に対して賃金を、という主張を退けた上で、以下の政策を論じる。
- (ii)負の所得税あるいはベーシック・インカム(basic income), (iii)オランダでの同権政策と人々の姿勢, (iv)有償労働と無償労働の同等の分かち合いのための政策-家族政策(産前・産後休暇,

<sup>5 1931</sup> 年生まれ。アムステルダムで経済学を学び、中学校で 15 年間教職を勤めた後、1975 年にアムステルダム大学の経済学・計量経済学部の助教授となる。1981 年には、政府諮問委員会(女性の平等な権利と機会のための委員会)のメンバーとなる。1995 年からスイス在住。

親休暇,災害休暇,育児,家族ケアへの補助),(v)所得政策-無償労働に関する税政策,有償労働に関する税政策,無償労働の市場商品による代替に関する税政策,社会保障,法の下での稼ぎ主への補助給付の廃止,国家援助法の下での資力調査の廃止,年金,(vi)労働市場政策-機会均等,ポジティブアクション,コンパラブルワース,女性の労働市場での地位を改善する直接的手段。

(3)主婦に対する賃金に関しては、まず20世紀への変わり目の前後に、先進諸国で「家族手当」の広がりがあった。この間、フェミニストはこの政策に反対し、コペンハーゲンでの女性会議は母としての女性の義務に対して保険が与えられるべきとし、ウェッブ(Webb B.)はすべての者が最低所得を得る権利にそって、子どもの生活費が国の児童基金から払われるべきとした。スウェーデンでは、主婦への賃金よりも女性の労働市場参加を優先した等の経過がある。1970年代にマリアローザ・ダラ・コスタ(Mariarosa della Costa)が主婦に対する賃金を要求し、オランダでは、エーレンフェスト(Eherenfest G)が主婦への賃金によって子育てが十分に行われるべきこと、それは子育てに要した活動量に応じるものとし、資金源は全住民が支払いに基づく社会保障制度から支払われるべきとした。ブルイン・フントはこの時期に、類似の考えで、間接税のわずかな増額を資金源とするべきと考えていた。

ブルイン-フントは、この主婦に賃金をという考えを 1978 年に廃棄したといい、以下の理由をあげている。すべての提案で賃金は低く、一時的であり、有償・無償労働の性別不均衡が継続する、男性・単身女性・子どもや高齢者の無償労働への貢献が無視される、全体的費用負担が大きくなり、賃金が高くなると雇用の拡大にマイナスの影響を与える、労働市場への女性の参加を思いとどまらせることになる、等である。

以下の要約・紹介はブルイン-フントに沿ってのものである・

#### 2.2 負の所得税

これは、失業、疾病、傷害その他によってある所得水準以下になった家族が、生存の最小限度を保証するものとして政府からの給付を受け取るものである。個人所得があるなら、負の所得税額は減少するという制度である。負の所得税の主張者たちは、職を得るとともにすべての援助が廃止される福祉計画に比べると大きな改善である。負の所得税は、仕事に就く意思を促進することで失業の減少をもたらすが、パートナーが労働市場への参加に消極的になったときに、労働供給を少なくし、就業の減少を招くし、完全に給付収入に依存している者には財政的打撃になる。

これらによって、負の所得税(や保証所得,あるいはベーシック・インカム)は、無償労働者の経済的自立を保証するための優れた解決策ではない。生計維持者の所得が高かければ、無償労働者は何も得ず、大人の双方に給付が与えられても、それは最低限のものであり、最低限の経済的独立をもたらすにとどまる。最低限度を上回るベーシック・インカムは、労働市場で働く意欲を失わせる。より多くの者が受給資格を得て、財政負担を大きくし増税をもたらす。女性は労働市場での経験を得ることなく、離婚や生計維持者の死亡によってその状態を悪化させ、より多くの女性が最低所得や生計維持者に依存して、生涯所得を最低限以上に改善する機会を少なくする。

以上が解決策でないとすればどうするか。1992年の OECD の報告<sup>6</sup>は、労働市場に男女別の 不均等があるときには、女性の経済的独立も平等も達成されない、といい、経済成長や社会発 展のために、女性の能力を利用するためには、有償・無償労働の諸組織の構造変化が必要であ る、と指摘している。すなわち、性別役割分業、および男性の無償労働参加への障害と有償労 働時間の長さがある一男性が無償労働を担当した場合に、労働時間は週 65 時間になる一ので、 その変革が必要である。そこで、上記(2)にあげた諸政策が検討の対象になる。

## 2.3 1975年以降のオランダでの同権政策と人々の姿勢

男女の地位の変化は、政策ではなく、人々の姿勢や感情の問題と考えられることが多いが、 政策と人々の姿勢は相互に影響しあい、政策が論議を広げ、人々の姿勢に影響する。そこでま ず、オランダでの同権政策をみる。

オランダの同権・機会均等政策と労働市場での同一賃金・同等待遇の適用には、労働市場へ 復帰する女性への試験的訓練の財政支援、結婚した女性のより同等の処遇を保証するための 税・社会保障法規の改訂、家計維持者のための便宜を減らすこと、1980 年代からの教育での同 等のための特別政策、性的脅しと闘う政策の同権政策への統合、母親休暇の4週間への延長、 両親の6カ月間週20時間の無給の親休暇、があり、パートタイマーは法的に最低賃金を得る資 格をえた。

この過程で、6 歳以下の子どもを持つ母親の労働市場参加への反対が 1965 年の 84%、1975 年の 42%から 1990 年の 22%へ、女性の方が子育てに適しているという意見が 1975 年 66%から 90 年の 38%へと変化した。

女性の労働市場参加を改善する政策は女性の地位の改善をもたらさなかったので、1994年に、政府は、有償労働と無償労働の女性と男性の間への再配分のための政策的助言を専門家の委員会に依頼し、委員会は、世帯タイプ別の無償労働の配分の実情を分析した。これらをふまえて、ブルイン・フントは無償労働と関連する諸政策を論じている。

#### 2.4 有償労働と無償労働の同等の分担のための政策-家族政策

1 人生計維持者である男性が、無償労働を同等に担当すれば、過剰負担になるので、女性が有償労働の一部を担当するのは自明である。無償労働の担当をより平等にする政策が有償労働の分担の平等を狙う理由である。これは、家族政策、所得政策、労働市場政策の3つに分けられる。

家族政策では、①産前・産後休暇、②親休暇、③災害休暇(calamity leave)に関しては国によって違いがあるが、これらは当然のものである。

④保育政策には国によって違いがあり、一方の極には、政府がほとんど全てを準備し補助する北欧諸国と、他の極には、保育を市場に任せるアメリカ合衆国があり、オランダはその中間にある。保育に関しては、多くの国で論議され関心が払われた。これは多くの見地から論じられるからである。

保育所は、子どもの心理的・社会的発展にとって良いのか悪いのか(保育の品質に関係する)? 保育所は女性の経済的独立を改善するのか? その場合、母親の生涯所得は、保育所の費用を

<sup>6</sup> OECD(1992) Shaping structural change the role of women

まかなうだけ十分に大きいのか(これは政府の補助額に依存する)? 政府にとって、補助額はより高い税収入による(母親の生涯所得が大きいのだから)のか、政府が規制し補助する保育料は、男女間の平等を改善する方法か? 保育料の補助は、労働市場に最低限時間参加している母親(父親)に限るべきか、それとも初等教育のようにすべての児童が資格を持つとされるべきか? オランダでのように、雇用主が幾人かの女性従業員のために寄金すべきか? オランダの国家委員会は、この保育を初等教育と同じく政府が責任をもって用意する基本条項とした。

保育の問題に対しては様々の研究結果が何らかの回答になっている。公的保育は、継続性と信頼性を持つ点で評価される。保育所の使用は、女性の労働市場参加を促し、補助されている保育所の利用者の労働所得は、非利用者よりも高く女性の地位は改善されている、オランダでの保育所利用者の30%が労働市場に参加していないので、所得税の削減方式の方が効果的である、保育料の高さが重要であり、保育料が高い場合には、労働市場参加率が低く、母親の無償労に影響する等である。他方で、保育料の高さは労働市場参加率に影響しないというわずかの研究もある、保育所を利用し労働市場に参加した母親からの収入と保育所への補助金を比較すると補助金の額が大きい(それら女性の生涯にわたってのその他の納税額を計算してはいないが)、保育をすべての子どもに与えるか否かは、平等と効率のいずれかの問題である、等々である。

⑤助成金付き家庭ケアは、それが少なく、政府は補助金を減らしつつあるので、オランダでは多くの議論があった。現在の論議では、ボランティアを、助成金付き援助が補うとする政府と、助成金付き家庭ケアを補うのがボランティアであるとする女性団体の意見が対立している。高齢者の増大とともに支援へのニーズが高まり、女性の労働市場への参加が進み、女性のボランティアは減少すると考えられる中で、政府は、病人、高齢者、障害者の有償の家庭ケアを無償のケアで置き換えることを目指している。

#### 2.5 所得政策

①無償労働への課税。すべての先進国での所得税は貨幣所得に課せられているが、このルールの例外として無償労働による財とサービスの生産に課税する方式である。これは、すべての所得に等しく課税するという原則にたつものである。OECD は、無償労働の産物への非課税は、労働市場よりも家庭での無償労働を優先するバイアスを与えることになるともいう。この非課税は時間の配分にも影響する。労働市場への進出は、妻の市場での時間あたり純賃金が、家庭での時間あたり価値より大きい場合に労働市場への進出があるが、非課税によって、時間の配分も乱される。この問題の研究はない。

②有償労働への税政策。多くの国では課税は家族単位であり、単一の家計維持者には税の軽減措置-妻の扶養控除-がある。これは第二の稼得者の労働市場参加のブレーキになる。これへの代替策は、個人単位での課税である。先行研究では、諸種の課税制度をあげ、また結婚手当等にも言及しながら、特に税の個人化と家族手当の廃止、労働市場参加、の関係を検討したベッケリング(Bekkering J.M.)が注目される。その結論は、税の個人化は、男性が無償労働をより多く行うための最善の方法ではない。というのはその平等化は、男性が世帯労働をより多く行うようになるからではなく、労働市場に参加した女性が家事労働を行う時間が少なくなった

からである。税の個人化が世帯労働の平等化をもたらしたことになり、1 人生計維持者を減らし、2 人維持者を増やし、世帯労働分担の平等を刺激している、と結論するべきであるというものである。同時にベッケリングのデータからは、2 人とも労働市場に参加しない形が増えて、ここでは男性の世帯労働の実施が増加する、ということをひきだすこともできる。

③無償労働の市場製品による代替に関する税政策。世帯は、時間配分を労働市場参加と世帯生産のいずれにあてるか、および世帯生産と市場商品ー皿洗い機、洗濯機、レストラン、世帯支援や保育ーのいずれに基づくかの選択をしなければならず、この場合、付加価値税をふくむ市場製品の価格と中間財をふくむ世帯生産の価格の大小が影響する。ここでは、(i)母親が世帯で育児をするためのインセンティブは、所得税からの育児費用の削減政策によって、労働市場参加へのインセンティブに転化する。また、高い保育料は、高い所得税と同じように女性の労働市場参加にマイナスの影響を与える。オランダの政府委員会は、週最低 20 時間以上の有償労働を行う者に対しての所得税での減税政策を示した。(ii)無償労働を代替する商品・サービスの付加価値税を低くする政策に関して、オランダ政府は保育に対する付加価値税を 1995 年にゼロにした。このテーマに関する研究もない。

④社会保障。現在は、20 世紀はじめの男性稼ぎ主と専業主婦を前提した社会保障制度から、男女が同じ役割を持つ型への移行過程にある。しかし、女性は労働市場において形式的にも、間接的不平等もあって同じ地位を獲得していないという事実が、社会保障制度における不平等に反映している。OECD は、個人の所得・就業記録に基づいて給付を定める社会保障制度において、育児での仕事の中断、低所得職への就業、パートタイムへの就業によって女性は不利になっていること、また受給資格審査において、多くの条項が婚姻上の地位に基づいているため、女性に不利になっていると指摘している。夫妻合わせての受給資格審査は、女性の労働市場参加の非促進要因になっている。世帯所得と無関係な個人の失業保険給付は労働市場参加を促進し、2 人とも失業者である世帯の割合は、受給資格審査がパートナーの求職を思いとどまらせる。専業主婦への健康保険、年金、扶養手当も就業への非促進要因である。

⑤補助給付法による生計維持者への補助金の廃止。オランダでは疾病、失業、傷害、高齢等によって補助給付を得て、1 人生計維持者の夫妻が常に法的最低賃金のレベルを確保するものとされているが、この補助給付は1972年生まれ以降の者について12歳以下の子どもがいる場合を除いて打ち切られる。政府委員会は、この補助給付の暫時的廃止と、社会保障費負担と社会保障による対処を助言した。

⑥国民援助法下の資格審査の廃止。失業手当は、最初の時期に、失業手当法によって他の世帯員の所得にかかわらず個人の俸給と勤続期間に関連して支給され、その期間の後に国民援助法によって、最低賃金の 100%を受け、他の世帯員の所得がある場合には、比例して減額支給される。この支給をめぐって、これが主婦の労働市場参加を促進するかどうか、に関して検討がある。

⑦年金。当初は、女性は独立した資格をうるまでは働いていないという前提で労働者の妻も与えられていたが、女性の労働市場参加の増大とともに、自動的に権利を得るようになってきている。年金の権利が働く夫に権利からひきだされた(付随的)権利である場合には、年金額が少ないため不満を生む。これは女性の労働市場参加を強める。解決策は、老齢年金を各自の権

利として、付随的権利の喪失を順次なくすことである。

### 2.6 労働市場政策

女性の労働市場での地位向上の戦略は、性別賃金格差の解消、技術的・経済的職業や管理的 地位への女性の就業、女性の職業選択への注目、女性の高い失業率を減らすこと、社会保障と 年金制度における同権、である。

①同等機会。ILO 条約、北京会議やヨーロッパ委員会の指令にうたわれている。ここで同等 待遇とは、直接的差別とともに、性以外の他の特性に基づく不平等な扱いである間接差別排除 することを意味する。しかし、性的職務分離がなくならず、女性は男性より少ない職に集中し ている。

②ポジティブアクション。このプログラムの狙いは、育児から通勤輸送、職員の男女比データの収集から、職員の選択・雇用の際に女性を優先することまで、さまざまあり、数値目標、期限の限定、一連の尺度、登録システムと進捗のコントロールを持つべきである。ポジティブアクションには疑義がだされているが、EUでは継続している。

③コンパラティブ・ワース。男性職と女性職の構造的不平等があれば、職務評価はこの不平 等を改善しない。女性職のための技能は、男性職のための技能よりも低く評価される。

④女性の労働市場での位置を改善する直接的措置。オランダの試みには、労働市場に復帰するための女性に向けての訓練、復帰のための情報や助言を与えるセンター、パートターマーへの最低賃金と社会保障便益の保証、パートタイマーの昇進、オンザジョッブ訓練、仕事の質や発言権での同等処遇、セクハラ防止がある。さらに国家委員会の最近の提案として以下がある。

有償労働時間の柔軟化をはかり、十分に自立できるパートタイム職を促進する一連の処置、パートタイムで働く法的権利によって男性の短い週労働日の選択的希望を実現すること、雇用主と組合との間でのすべての雇用者に対する自立可能なパート職(フルタイムと同じ昇進の展望と資金的自立を補償する収入を持つ職)の権利を協定にうたうこと、フルタイムからパートへ移動する雇用者のこれまでの社会保障の権利の維持、労働時間を短縮した雇用主への補助金、労働時間の柔軟化、等である。

#### 2.7 ブルイン-フントの論議の検討

以上のブルイン-フントの掲げる諸政策について筆者の評価を示しておく。

第一に、ブルイン・フントは女性の経済的独立(財政的およびケアにおける独立)と有償労働と無償労働の両性間の平等負担を目標としている。これは適切な目標として承認して良いだろう。

第二に、有償労働と無償労働の平等負担は、有償労働における男女平等負担を通じて実現可能であるとして、有償労働への女性の進出とさらには労働条件の同等を目指し、これを保証する家族政策、税政策、労働市場政策に立ち入っている。この関連の把握も基本に正しいだろう。

第三に、オランダおよびヨーロッパの諸政策例を多くとりあげている。これら政策の背景の 多くそして政策のかなりは、日本においてと類似点がある。

第四に、これら政策と無償労働の「評価」との関連に注目すれば、基礎的には、有償労働と 無償労働担当において両性間に大きな差があることから出発している。この点では、使用時間 数あるいは貨幣評価の大まかな把握に基づいても論議できる性格のものである。 若干の政策の立案においても労働時間の物量評価に基づく検討にとどまっており、貨幣評価の数値を政策と結合するという論議までには至っていない。しかし、1990年代前半までの国際的論議が、政策と物量評価に基づく水準であっても、男女平等政策を多面的に提起することができていたことに留意しておきたい。

## 3 スウィーベル(Swiebel 1999) <sup>7</sup>

#### 3.1 スウィーベルの論文の構成とむすび

スウィーベルは、「無償労働と政策立案一労働と就業のより広い視角に向けて」と題した以下の5つの節ーI節:無償労働に関する基本的事実やアプローチと議論、II節:無償労働の価値を測定し帰属する方法と SNA に無償労働を含める議論、II節:国連会議と無償労働の問題、IV節:雇用および労働市場政策を含んだ無償労働に関する政策の体系的概括、V節:短い結論、からなる論文の IV 節で、公共政策と無償労働の関係を論じている。この第 IV 節をとりあげる前に、V節ー「無償労働ーそれは誰の問題か?」と題する結論部分を見ておきたい。

第一に、彼女はそこで、無償労働は本来的に無償労働なのではなく、労働が有償と無償に区分されるのは特定の歴史的・地理的脈絡においてであること、無償労働の様々な概念において重要なことは、無償労働のどの形態が、どの特定の政策に関連するかを確認することだ、という。

第二に、そこで彼女が紹介した諸主張は、①WID(Women in Development)や開発関係の専門家は、女性のエンパワーメントと調整戦略の改正を主要な目標として、経済成長と人間開発の不可欠の要因として、サブシステンス労働と家庭内生産に集中する、②特に、先進国のジェンダー平等の専門家(フェモクラットと NGO)は、女性の経済的自立および有償労働と無償のケア労働の等しい分担を主張し、現存の規則に隠されているジェンダーバイアスの修正や除去を支持する、③仕事の再配分を信じない女性運動の一部は、女性の家事労働を、金銭的でないにしても統計で認められることをなお望んでいる、④福祉の専門家の一部と失業者の支援者(完全雇用を信じないでいる)は、ボランティア労働と代替労働に正当な地位を与え、より広い労働の概念の下に「社会的に有用な活動」と認めるべきといい、⑤ある政策立案者は、社会的給付の負担を財政的にまかない、失業者を減らす問題の解決のために「ワークフェア」を主張する、であった。

第三に、ジェンダー視角からの無償労働論は特に重要だが、それだけではない。人間のニーズの一部分は非市場活動 - 無償労働一によって満たされること、また無償労働は、個人の自由の必要な要素として、また市民社会と政治的民主主義の柱として考慮されるべきである。したがって、無償労働はその異なるすべての形態で研究されるべきであり、また社会・経済的政策の通常の要因として、理解・評価・考慮されるべきである。そして、一層の研究の方向として、(i)無償労働の概念と経済全体における位置はより深い研究・分析に値する。(ii)無償労働の概念

<sup>7</sup> J.スウィーベル オランダのアムステルダム大学を出て研究者となり、その後、オランダ労働党に属し、政府の女性の地位向上委員会および機関の責任者をつとめ、1999 年にヨーロッパ議会議員に選出され、女性政策に関わる委員会等で活動している。

は、ひとくくりされる概念と異なる無償労働への注目との間に置かれるべきである。サブシステンス生産、家庭内労働およびボランティア活動の3つのより広い構成要素を比較すると、ボランティアが表に出されておらず、また市民社会の哲学は、何故無償で人々が働き、彼らのその意思が経済環境や政府の介入でどう変動するかについての具体的な洞察を提供していない。ボランティア活動も経済学が労働と雇用の理解に貢献する、と言う。

ここで第IV節の無償労働と政策との関連に関する論議に戻る。

彼女は、無償労働と公共政策の関係を2つのグループ、すなわち、無償労働に直接的な影響を与える政策と、間接的な影響を与える政策、にわけている。以下、この区分にそって、かか げられている諸政策とスウィーベルの検討を紹介し、その論議の特徴を検討する。

## 3.2 無償労働に対する特定のあるいは直接的な政策-紹介

彼女は、以下の3つの大項目に関して、更に立ち入って措置・政策を挙げ、検討・評価し、提案もしている。大項目の下での下位区分(①・・・・)の一部は、筆者によるものであるが、 以下の内容はスウィーベルに沿っている。

## (1) 無償労働の可視化

ジェンダー平等政策で最初の狙いとして一般に掲げられてきた政策である。

- ①無償労働に関するデータ収集,発表と分析。これは,最も明白で簡単な手段である。生活時間調査が,この目的に向けた最も進んだ研究と見られるが,さらなる改善,その国際比較可能性,およびあらゆる地域でのその利用に関しては行うべきことがなお多くある。国家統計機関やその予算に責任を持つ省庁がその中心的役割を担う。また,開発途上国でのサブシステンス生産と先進国の女性の家事労働に関しては多くが語られてきたが,ボランタリーな地域社会活動と男性の役割に関してはわずかしか知られていない。
- ②無償労働の価値の貨幣的帰属計算。無償労働に貨幣価値を帰属させることは、国民勘定・サテライト勘定、さらに経済政策作成のために用いられるモデルに、それを含めるために必要な条件である。
- ③無償労働を認知する特殊なケース。無償労働に手当あるいは資金的補償を与えることがこれにあたるが、経費について支払うこと(例として、ボランティアの移動費用)と適切な時給を払うこと(有償のボランティア)には明らかに違いがある。経費を支払うことは地域社会のボランティア無償労働を支援するために特に重要であり、地域社会のための活動者を認知するために役立つ。無償労働への賃金は、無償労働の男女間配分をより公正にすることにも、女性の自立にも貢献しないので、反対である。

すべての成人市民へのベーシック・インカム (basic income) という考えも、無償労働の認識に貢献するが、雇用・福祉政策の改革に関わる脈絡で論じられるので、間接的政策に区分されるべきである。

また,無償労働の認知に向けてのその他の顧いは,フェミニスト法律学者等のケアの倫理や, 憲法その他法律条文への基本的権利としてケアをふくめるなどの主張に現れるが,これは「主 婦への賃金」と同じ罠に陥るものであって、ジェンダー平等政策に反する。

#### (2) 無償労働とジェンダー平等政策

①女性と男性間の無償労働の平等な分担の促進。平等な分担に対する政府による直接介入は

なく教育・情報といった手段があるだけである。

②無償労働と無償労働の男女による平等な分担のための有償労働の組織の変更・再調整。いわゆる家族に優しい政策のための有償労働組織の変更に向けた政府,企業,労働組合による措置には、大衆的支持が期待される。産休,育児休暇,介護休暇は,労働時間の削減ほど論争の的にはならないが,先進国に偏っていて,開発途上国では適切とみなされていない。専門家は労働時間の削減が最も有効とみているが,支持を受けていない。パートタイム労働は,無償家族労働の責任から女性を解放するわけではなく,賃金の低さによって経済的自立能力を付けるわけでもない。

③無償労働への公共サービスの役割。インフラストラクチャー(道路,輸送,水道施設など)や公共サービス(健康,教育)への国家投資は、女性を二重の負担から解放し、女性と男性の間の無償労働の再配分を援助するために不可欠である。インフラ投資は、特に女性の無償労働を減らすためでなく、一般的開発政策の過程で行われるが、保育施設は親が有償労働を行うことができる形で親がケア責任を実施することを援助する。児童手当てや母親手当ては、労働市場に居ない母親向けであるなら差別的であり、経済的自立と矛盾する。

④無償労働の有償労働化(商品化)の促進。無償労働の代替物,無償労働時間を短縮する財・サービスを生産する民間企業を奨励することである。関連商品の付加価値の引き下げを政府はまれにしか考えていない。そういった政策は、ランドリー、クリーニング、リフォーム業などに対する税控除・移転支出(補助金)、職業訓練や事業許可政策をふくむべきである。無償労働を有償労働と結びつける人々への減税や税の支払い猶予も、市場の商品・サービスによる無償労働の代替を促進する。

## (3) ボランティアによる地域社会労働に関する政策

これまで特定の家族員(多くは女性)が行って介護労働などを,労働市場の外部で市民が担 う形にする政府の施策である。

①各ボランティアの活気づけと援助。第一は、ボランティアが行う費用の支払いへの減税、ボランティアに直接支払うことの可能性、第二は、移民、高齢者や失業者といった特定部類の人々動員すること、第三に、長期失業者に対して地域社会労働を奨励すること、である。これは、その地域社会活動自体が目的ではなくて、本当の仕事につく踏み台である。

②各ボランティアが活動している組織の援助。各組織を援助するには、政府による民間組織への税控除・補助金、職業訓練課程への資金供与、あるいはスポーツ・クラブ、消防隊、社会活動他でのボランティア活動を促進する部門別措置等の可能性が考えられる。なお、市民の貨幣所得でなく無償の社会サービス時間の多寡に対する強制課税という幾人かの論者の主張は、就業選択の自由という人権等に反する。

#### 3.3. 無償労働に対して間接的な影響をもつ政策

無償労働に影響を及ぼすためのものではない政策も、無償労働との関係を知られていないか 考慮されていないだけで、無償労働に対して影響を与えている。これらは間接的な政策と呼ぶ ことができる。ミクロやマクロのモデルにおいて、伝統的な余暇と労働時間との間の選択に代 えて、余暇と正規の労働時間と無償労働時間の間の選択を取り入れるものがある。マクロモデ ルの中に無償労働を入れる方法の論議まで来ているが、それらモデルとデータは、いまだ開発 の初期状況にあるので、無償労働のもつ政策的含意は、暗示的、叙述的にとどまる。 間接的政策は大きくは以下の4つに分かれる。

## (1) 賃金および所得政策

賃金および所得政策は、家族賃金のように世帯における有償および無償労働の何らかの配分を想定している点で、また所得政策は、所得受領者が見返りに仕事をすることを要求される程度に違いがある点で、それぞれ無償労働に間接的に関係する。

①家族賃金。家族賃金においては、男性稼ぎ主への最低賃金は、妻による無償労働への補償をふくむ、あるいは逆に無視しているという捉え方があるが、同一労働同一賃金哲学による一般的最低賃金という考え方が、家族賃金による格差を廃止しており、適切ではなくなってきている。とはいえ、家族賃金は、異なるタイプの世帯に異なる権利が配分される社会保障や福祉において実際的意味を持っている。

②基本的所得(ベーシック・インカム)。有償労働の有無にかかわらず一定の所得を給付するもので、保証所得あるいはマイナス所得税とも呼ばれる基本所得戦略は、何人かの研究者によってさまざまの見地で主張されている。これは無償労働を認め、報いることも動機にしているが、基本的には、社会保障や社会福祉の実施の監視・コントロールを確実にするためである。 基本的所得アプローチの大きな短所は、労働供給、特に労働している有配偶者の女性にとってマイナス効果であることを多くの研究者が認めていることであり、さらに、女性の経済的自立および労働の平等な分担に矛盾することである。

#### (2) 雇用および市場政策

雇用および労働市場政策に対する主流派の考えは,通常,無償労働を無視することが多いが, 次の3つにおいて、無償労働に影響を与える。

①雇用政策とこれに対立する予算削減政策。雇用政策としての失業対策は副次的な影響として、無償の家事・ボランティア労働の機会の減少を伴うことがあり、雇用政策が経済のどの部門に集中するかによって無償労働に異なる意味をもつ。他方で構造調整政策として予算削減は、政府活動を無償労働に移す効果を持つ。構造調整政策は、女性の家事労働の無限の供給を前提しているが、供給は無限ではなく、多くの場合、健康や教育の悪化に帰着した。これらの結果は、開発途上国だけでなく、先進国にもあてはまる。

②ワークフェアをふくむ労働市場政策と隠れた失業者。労働市場政策は無償労働と社会の異なるグループ間へのその配分に間接的な影響を与える。失業者の定義に対応しない「隠れた失業者」について労働市場政策は、彼らが、本当に個人的な選択で無償労働をしているとみなして有償労働の世話をしない。ここで、失業手当あるいは福祉的給付を受ける条件あるいは代わりに、職(あるいは職業訓練)が斡旋されるか課せられる「ワークフェア」政策が問題となる。そして失業給付の資格の有無にかかわらず、政策立案者は対象者が無償労働負担を特に大きく負っている状況を考慮しておらず、関連文献も明確にはとりあげてはいない。ワークフェアはある条件の下では、正当な賃金なしに仕事が遂行されると言う意味で、無償労働の一形態とみうる。ワークフェアは、それが、有償労働を求めるすべての市民にとって適切な賃金で真の仕事をもたらす可能性を供給するときにだけ、受け入れて良い戦略となることができる。

③人的資源管理での無償労働の受け入れ。雇用主が採用に際し無償労働の経験を考慮するこ

とについては2つの論議があった。(i) 専業主婦は家族(「小企業」)を管理する経験を蓄積している。(ii) ボランタリーな地域社会活動における経験は、有償雇用における関連する機能に対して適任である。というものである。(i)は管理技能をチェックするのが困難であるが。(ii)は新しい部門(情報技術、専門化された社会活動など)における多くの仕事は、趣味やボランティアを追求することで、自分の仕事を身につけた人々によって行われていることが多いので、その自己学習能力は、有償雇用の世界にも移転可能と考えられるので、無償労働は有償労働への適切な路み台になっている。

#### (3) 税制

無償労働への税制の暗黙の影響は、以下の3つがある。

①所得税が貨幣所得だけに課せられること。所得税は貨幣所得のみに課せられる。これは無償労働による現物生産からの帰属所得は特定の生産と結びついており、他の財やサービスの購入のために貯蓄・利用されないという点で正当化される。ボランティア参加者が自分たちのサービスを、現金の代用をする引換券(クーポン)を得るために「販売する」形は、無償労働にも現実的な価値を与えるという点で有効である。しかしこの交換によって発行される引換券が、準金銭として大規模に使用されるならば、課税されるようになるだろう。また無償労働を偏って優遇することへの対抗手段として、何人かの著者は、労働者がフルタイムの有償労働を行うために、自分たちの家事労働・介護労働を削減する場合に何らかの形の税控除あるいは減税を所得税体系に組み込むことを提案している。

②税体系におけるジェンダーバイアス。ほとんどの所得税体系はさまざまの形のジェンダーバイアスを持つ。配偶者の収入を加算する共同申告への累進課税制度は二番目の稼ぎ手の市場参入を思いとどまらせるし、結婚後に働き続けるカップルが高い税金を払わなければならない「結婚ペナルティ」は、女性の労働力参加を抑制する。無償労働の平等配分を妨げる誘因の効果は、広い体系の一部としてみるべきである。

③物品税。物品税は、無償労働を代替あるいは効率化する商品・サービスの価格に影響して、 影響を与える。

## (4)社会保障と福祉

無償労働に影響を及ぼす社会保障と福祉には3つの形がある。

① 直接および間接的ジェンダーバイアス。社会保障と社会福祉におけるジェンダーバイアスは、女性が無償労働を選択してしまって労働市場参入意欲を喪失することを促す。直接的な性差別は法律で禁止されてなくなりつつあるが、家庭内の性別役割分業を当然とした初期の社会保障制度に起因している間接的ジェンダーバイアスは、複雑で多様な形をとる。これには、第二の稼ぎ手を思いとどまらせ家族を基礎とする資産調査による給付制度は、稼ぎ主への手当て、被扶養者である配偶者に対する「派生的権利」、年金制度におけるような信用の共同制度、女性就業者の短い勤続年数や低収入に基づく社会保障規制による格差、等がある。有償労働と無償労働の既存の配分を前提した社会保障と福祉の改革において、経済的自立を実現できなかった高齢者の保護をどこまで許容すべきかといった難しい問題がある。

②無償労働者の危険からの保護。社会保障の資格が、市民権でなく雇用と結びついている諸国においては、就業していない人々の危険に対する保障範囲に問題がある。

③社会保障および福祉手当の受給者による無償労働。社会保障や社会福祉の下で、失業者は 非正規の有償労働もボランティア労働もしておらず、求職活動をしていると想定されている。 政策立案者は、失業者を有償労働へ動員するための第一歩として無償労働やボランティア活動 の機会を提供するなどの政策の対象としている。さらには、新しい「労働計画」を組織し、これ への参加を受給条件とする(ワークフェア)から、失業者に新しく創造された仕事に補助金を出 すために給付金を使うことまである。

④その他の政策領域。経済的価値に対して世帯が膨大な寄与をしているという現実は受け入れるべきである。しかし、非市場生産と市場生産の相互作用および政府の政策の影響に関しては、データの収集と分析に関する重要な問題として、消費と投資の選択、無償労働の人的資本形成への貢献、無償労働への新技術の影響、有償労働から無償労働への移動およびその逆への景気変動の影響、所得分布の分析に無償労働をふくめること、ジェンダー関係と家族福祉への異なる社会・経済政策体制の影響についての比較研究、等がある。

政策立案者が、これらの影響のすべてに気付き考慮するなら、無償労働は政策立案過程で通常の要素として主流化されるだろうが、政策立案者がこれに鈍感で考慮しないならそうはならない。チェックリストや影響声明が、無償労働を社会・経済政策立案で主流化する助けになる。

### 3.4 スウィーベルの政策についての検討

筆者はスウィーベルの提起全体に関しては以下の点を指摘したい。

第一に、彼女の結論を冒頭で紹介したように、無償労働について、労働の一部でありながら特殊・歴史的な脈絡で有償労働と無償労働にわかれ、社会の維持にとって不可欠であり、有償労働に吸収されることはありえないという基本点を指摘する。この広い認識は妥当である。その上で彼女は、無償労働、そして政策との関連、および目的は、数多くの脈絡で語られると言い、目下はそれぞれを認めつつ検討を深めるべきであるというスタンスをとる。他の論者に比べてボランティアを重視しているのが特徴といえる。スウィーベルの以上の認識から、無償労働をとりあげる目的は多様であるとみている。

第二に、無償労働と政策の関連についての論議は、かなり包括的である。とはいえ、スウィーベルは前項で紹介したブルイン-フントを先行研究として参照している。論文の副題に「労働と雇用のより広い視角に向けて」としている以上、包括的であったブルイン-フントを狭める論議はありえず、より包括的であるのは当然であった。

第三に、個別の政策の評価においてはブルイン-フントと幾つかの違いがある。大きくは、政策への影響との関連で「直接的」なものと「間接的」なものに区分している点が新しい。注目すべきは、この区分が、政策の無償労働への影響の経路を的確に意味のある分析しているのかである。まず、どのような意味で直接的、間接的と区分するのか。スウィーベルは立ち入った説明をしていない。内容的に、直接的政策は、無償のボランティア労働と次項にみる可視化に関する政策であるが、休暇やインフラや保育施設への投資や母親手当て等は間接的ともみうる。彼女のこの区分は明確ではない。

第四に、冒頭で語られる「無償労働を可視的にする」という目標は、社会・経済政策との関連で社会状況に変化を及ぼすものではなく、無償労働それ自体をもっとクローズアップすべきというものである。すなわち、無償労働の可視化は、諸政策に先だって、予備的に提起されるべき位

置にある政策である。無償労働それ自体への関心が、女性のおかれている不平等な地位への認識を深め、地位改善への諸政策を求めることになるという意味では、この目標とこれに沿った政策が掲げられるのは妥当である。筆者は、可視化の政策をふりかえると、北京女性会議をはじめ多様な論議があり、この政策を推進する組織機構の在り方をふくめてまだ多くの語るべき点があると考える。

とはいえ、無償労働と社会・経済政策との関連で問われているのは、無償労働の政策的扱いが、女性の地位の改善に及び、その地位改善がその先で、経済・社会の前進にどういう改善一影響を及ぼすかである。

女性の地位改善は、人権や男女平等の見地からそれ自体として追求されるべきである。しかし、 筆者は、それが進まないでいるのは、地位改善を通じて、社会・経済に積極的な影響を与えることを、理論、政策、あるいは経路的に示し、これを各国あるいは自国の実践例等を通じて実証することなどで十分な説得力に欠けているからでもあると考える。無償労働と政策との関連は、これらを示すことを含めて検討されるべきであろう。

第五に、特に、無償労働の「評価」が政策とどう関連するのか、スイーベルでは政策対象との 対応で無償労働の「評価の方法」までの論議は示されてはいない。

4 APEC 会議「『有償労働と無償労働のつながり』の参加国論文の勧告の要約」とバッカー(Bakker 1999)

#### 4.1 APEC のプロジェクト

APEC(アジア太平洋経済協力会議)が女性の問題に明確に注目したのは、1996 年 11 月である。このとき、APEC の指導者たちは「経済成長の利益に男性と女性が完全にあずかることを促進する経済的、技術的協力活動を共同して行う」必要を強調した。経済と貿易に関連する女性問題に責任を持つという APEC の大臣は、1998 年 10 月 15-16 日に第 1 回女性問題担当大臣会合を開き、APEC での経済的開発における女性を討議した8。この会合は、「APEC の経済開発および協力における女性」をメインテーマとし、「女性と中小企業」、「女性と産業科学および技術」、「女性と人的資源開発」がサブテーマとされた。大臣たちの勧告に基づいて、APEC は、APEC における女性の統合に関する特別タスクフォースを設立した。そのワーキンググループの1つが、APEC 人的資源開発ワーキンググループ(HRD WG)である9。そして、この HDR WG の下部グループとして経済開発管理についてのネットワーク(NEDM)プロジェクト「人的資源政策を形成する際の有償労働と無償労働の間の繋がり」が開始された10。オーストラリア、カナダ、

<sup>8</sup> Joint Ministerial Statement, APEC Ministerial Meeting on Women, 1998. http://www.apecsec.org.sg

<sup>9</sup> APEC における他のワーキンググループは、その課題の「ジェンダーの次元」を論じてきた。産業科学・技術のワーキンググループは、「ジェンダーが他の APEC のフォーラムに対して持つ意味とともに、横断的な問題であることを認識するための」地域科学・技術調整に関する 1996 年会議における APEC の大臣による決定にしたがって、ジェンダーに関する特別委員会を設置した。

<sup>10</sup> プロジェクトは、労働市場でのジェンダー問題を検討した NEDM において取組まれた初期のプロジェクトの成果の上にたてられている: Gender Equity in Education and Training: Meeting the Needs of APEC Economies in Transition, (1994); The Role and Status of the HRD of Women in Social and

インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾と合衆国からの専門家が、1998 年から 1999 年に 3 回の会合を持ち、それぞれの国の見地から、有償労働と無償労働に関する問題を論議した。 9 つの参加国の論文が、有償と無償労働を統合する際の主な方向と問題点を提示するために用意された。中国の香港で 1999 年 5 月 8 日に開かれたしめくくりの会議は、主要な知見と結論を示し、APEC HDR WG への勧告を作成した。

このプロジェクトは、無償労働を、(i)大きくは有償労働との関連で、(ii)持続可能な社会維持のために、(iii)労働全体の配分や担い手はどうあるべきかという観点から考えようとしている。またその中で、(iv)有償労働を支える無償労働にも見えない費用がかかっており、社会全体の費用の点で両労働のバランスがどうあるべきかを見ている。そして、研究の基礎には、(v)家庭責任と仕事の矛盾の解決等を軸に両性の平等を政策に具体化するという見地がある。さらに、(vi)報告者たちの無償労働の検討には、広くかつ現実的な視角がある。1つはグローバル化の進展、2つめは経済循環の関連として、特にアジアの金融危機にそくして、3つめは政策が、経済的に政府、民間、産業部門(財の生産とサービス部門)に対して、また生産やジェンダー区分を持つ雇用形態にどう影響するか、4つめには社会的・福利的影響はどうか、までを視野に入れている。(vii)無償労働には、インフォーマル・セクターやパートタイム労働が当該あるいは隣接領域としてかかわっている点をとりあげている。

無償労働と政策との関連は、このプロジェクトで提出されたカナダのヘザー・ギッブ(Heather Gibb)やイサベラ・バッカー(Isabella Bakker)、オーストラリアのエレーヌ・マッケイ (Elaine Mckay) の論文でもかなり論じられているが<sup>11</sup>、ここでは、参加者の報告に含まれる政策的勧告全体を要約した部分の全文を、長くなるが以下に引用し、さらにバッカーの提起をまとめる。なお、プロジェクトは、この要約に基づいて更に短縮した「会議報告と勧告」を作成している。

## 4.2 APEC 報告書における政策提起<sup>12</sup>

「(1)最優先課題:国が機能することへの無償労働の貢献を認識する

- ・ 政府は、女性の無償労働による貢献に対する認識を促進すべきである。生活時間調査を通 じて収集される情報は、例えば、人口の大きな部分を除外している労働力調査よりも、経 済のより真実に近い像をもたらすだろう。
- ・ 政府は、適切で時宜をえた生活時間調査の道具を開発し、無償労働を評価するための方法 の開発作業を進めるべきである。
- ・ APEC HRD WG は、そのプロジェクトと活動において、そのプロジェクト管理サイクルに ジェンダー分析を統合することによって、経済が機能する中での無償労働の意義を認識す るための手段を講じるべきである。
- ・ APEC HRD WG は、生活時間調査の方法における「最善の実践」を分かち合うプロジェクトを開発し、生活時間調査と評価方法の訓練を提供するべきである。

#### (2)仕事と家族間の緊張を調和させる政策

Economic Development, (1997); Gender and Lifelong Learning (1998)

 $<sup>^{11}</sup>$  いずれの論文も、日本統計研究所(2001)「無償労働と有償労働のつながり」『統計研究参考資料』 $^{No.71}$ の翻訳・収録されている。

<sup>12</sup> 同上 pp.41~46

#### ①民間部門への勧告

- ・ 仕事と家族の緊張を調査することに向けた民間部門のイニシャチブを認め、助け、表彰する。1つの例は、合衆国の雑誌 Working Mother による毎年の賞である。
- ・ 職場での家族にやさしい政策の経済的利益についての理解を促進する。オーストラリアの ニューサウスウエルスの労使関係省は、事業にとっての費用便益の方法をもふくめて、家 族にやさしい職場の事業におけるケースについての研究を委任した。
- 政府は、家族にやさしい職場についての全国会議を調整することができよう。
- ・ 最も多く引用される「優れた実践」の例は、保育の提供である。保育施設が、職場あるいは地域社会に最善の形で位置しているかどうかは、通勤距離、職場での健康と安全といった考慮すべき事項に依存するだろう。チームは、チリにおける外国からの社会的投資機構から学んだ。すなわちチリでは、海外投資家は、自身が拠点を置く地域社会のデイケア施設の提供のために「投資」している。
- ・ 家族にやさしい実践を評価する際の基本的な検討点は、法律と実際の間の隔たりである。 政策や実践は、その実施率と使用率に応じて評価される必要がある。
- 家族にやさしい実践に関して、政府が提供するインセンティブを民間部門が使わない理由 や幾つかの家族にやさしい政策の労働者による使用が低い理由を理解するための研究が必 要である。

#### ②公共部門に対する勧告

- ・政府は、その政策にこめられている家族についての一連の仮定を明確にして、種々の政策が 実際にそれらの仮定と一貫性を持っているかどうかを検討する必要がある。政府は、矛盾す る人的資源政策をとっているかもしれない。プロジェクトチームが論じた1つのフレームワ ークは、家族に就いての次のようなモデルを提起した。すなわち
  - 1. 家父長モデル。妻/母は、夫/父の経済的被扶養者とみなされる。政策は、女性よりも男性の経済的役割を強化する傾向を持つ(例えば、不平等な年金と給付制度-これは、女性よりも男性の就業あるいは訓練への投資を優先する家族にとってより有利である)。
  - 2. 個人責任モデル。パートナーの両方は、自分と相手の援助、および家族のケアに責任を 負うものと見なされる。このモデルでは、他のパートナーがいずれかの役割を果たすこと ができなくなったときに、国は援助を提供しない傾向をもつ。というのは、他方が必要な ものを提供すると仮定されているからである(例:単身の親に対しては援助は提供されな い。以前にはこれらの仕事はもう一方の親が分担していたのであるが、個人が、所得創出 と子どものケア/家族責任の両方を結合できると想定されているからである)。
  - 3. プロジェクトチームは、「優れた実践」として「社会的責任モデル」を勧告した。このモデルの下では、政策は、成人の各々は自分の経済的援助と世帯の援助の両方に責任を負うという前提に基づいている。この前提が政策に対して持つ意味は、すべての政策が女性と男性の両方を等しく労働市場にひきつけようと企てることにある。この結果、フルタイムとパートタイムの間の区別が少なくなるという意味において、労働市場は、よりフレキシブルになり、無償労働は労働と認められるだろうし、(給付や支援の点で)労働として扱われ、政策は女性と男性の両方にとって仕事と家族責任を調和させることを狙うだろ

う。例としては、2人の成人家族に1人の稼ぎ手という概念を除去するための税と社会保障政策の改訂、人々が生活時間を、教育と訓練、有償就業、家族責任とボランティア活動に配分する方法のフレキシビリティを増進するための税と社会保障政策の改訂、家族にやさしい職場、保育、その他、である。

#### (3)ボランティア部門を支援する政策

- ・ 政府は、ボランティア部門の経済への貢献を、例えば、生活時間調査によって監視し評価 する方法を発展させるべきである。
- 政府と民間部門は、ボランティア労働を補償あるいは表彰する手段を、銀行制度をふくめて(例えば、ボランティアが、ボランティア労働のクレジットを「銀行にあずけ」これを他のボランティアサービスと交換できる機構)開発することができよう。
- ボランティア労働への税額控除あるいはクレジット供与。
- 政府は、民間部門や市民社会組織と協力してボランティアのプールを支援できる(税あるいは年金のクレジット、フレックスタイム、個人がボランティア労働とパートタイム就業とを結びつけることを可能にする段階的退職)。
- 政府と民間部門は市民社会組織と協力して、無償労働を評価し、優れた実践を強調し、研究のために資源を動員する政策やプログラムを発展させるべきである。

#### (4)社会的セフティネット

- ・ 多くの APEC 諸国で、女性は、無償でインフォーマルな活動と農業部門を通じて、家族の ための社会的セフティネットを提供する。
- ・ 具体的手段は、女性、移民労働者、および高齢者をふくむ社会的弱者のニーズに向けた回復(recovery)プランを必要とする。
- 貧困者,特に貧困な女性は、社会的セフティネット・プログラムについての情報へはわず かのアクセスしか持たない。したがって、プログラムの中に貧困な女性にとどく特別な努力をふくめるべきである。
- ・ 政府と諸機関は、無償労働についての政策とプログラムの影響を監視する機構を発展させる必要がある。1つの論文での APEC HRD WG に対する具体的勧告は、ワーキンググループは無償労働への経済政策とリストラ諸政策の影響を監視するシステムを開発することであった。この種の影響評価は、経済政策の影響の隠れた次元を可視的にするだろうし、資源の利用と配置の正確な評価をもたらすだろう。勧告の実施への1つの示唆は、HRD WGが ENGENDER (シンガポールを拠点にする地域組織)が提案している、女性の生計に焦点を置く新しいサービスのようなイニシャチブを支援し組織することであった。もう1つの示唆は、APEC WG がマレーシアの Women Watch のような市民社会的なイニシャチブとの連携を発展させることであった。
- APEC HRD WG は、無償労働への政策やプログラムの影響を監視するシステムを開発する際に、地域との協力を追求するべきである。1 つの機構として、ジェンダーを意識した予算の実施がある。女性の統合についての特別タスクフォース (Ad hoc Task Force on the Integration of Women) に向けられた勧告は、試験プロジェクトに向けてのものであり、これは既存の方法をテストするために 2、3 の加盟国と組むものである。

- 最も必要なことは、貧困削減に焦点をあてることと、自営業および零細企業の発展のための訓練であるべきことである。就業と訓練は、選択的で、貧困な個別世帯、世帯グループ、および地理的地域に狙いをつけるべきである。
- 経験のない貧困者のための識字訓練をふくめる。
- (5) 無償のインフォーマル・セクターの生産的な潜在能力を利用する手段
- APEC は国際機関と協議して、回復プログラムでインフォーマルな、無償部門の重要性を 認めるように彼らを激励するべきである。
- 有償と無償労働、フォーマルおよびインフォーマル・セクターの関係に関する研究。
- ・ すべての労働者が経済的再建の時期にあらわれる機会を利用することができる政策的対応 についての研究。
- 無償労働者のすべての潜在能力を利用する手段。以下のものをふくむ。地域社会に基礎を 置いた訓練,技能開発における現場のサービスを提供する能力伸長プログラムの拡張,既 存の職業機会に向けた技能訓練との結合、零細企業の成長志向の促進。
- ・ 女性の時間的負担を減らす手段を通じて、有償労働と無償労働との間の平等を増加させる、
- ・ 自営業者を行政的、管理的技能、企業家技能、技術と科学において訓練する。
- インフォーマル・セクターでの女性労働者の労働保護。
- 都市に偏った成長に対する代替案を開発する中で、優れた実践を収集する。引用した1例は、タイの人口・開発協会が開発した地域就業スキームであった。
- (6) 有償労働への女性の参加を増加させる手段
- ・ 女性が、職を離れた時期のあと有給労働に再参加する際の障壁を理解する。
- ・ 職業訓練への女性のアクセスへの障壁を理解する。
- ・ 組織的障壁を検討する。この障壁にはジェンダー・ステレオタイプを強化する政策 (例えば、女性は世帯内、男性は稼ぎ手) や、異なる給付と年金資格がある。
- 「支援」手段。これには、育児、健康な労働環境、ジェンダー差別とジェンダー・ステレオタイピングの除去、がある。
- アクセス可能な労働市場情報、特に、情報へのアクセスが乏しい貧困女性について。」
- 4.3 バッカーによる無償労働評価の用途と関連諸政策の提起

この APEC 会議への参加報告のうち、バッカーは、カナダでの経験を背景に無償労働と政策の関連について、より詳細な論議を展開しているのでこれを紹介しておく。

彼女は、政策無償労働に関するデータを適用できる潜在的政策分野として以下の5つをあげている。すなわち、①市場経済の変化に対処する機構としての世帯および地域社会の活動の程度、②政府の歳入と歳出に影響することがありうる有償労働と無償労働との関係における新しい傾向の認識、③社会的インフラストラクチュアと移転削減(transfer cut)のギャップを埋めるボランティア部門の規模の確証、④無償労働の責任を社会的統合の問題に結びつけること、⑤国家予算と家計を関連させること(金銭的および時間的資産の両面で)、である。その上で、必ずしも上記の区分とは対応しないが無償労働データの利用のタイプとして以下の5つを詳述している。

以下はバッカーの主張にそっての紹介・要約である。

#### (1) 無償労働の測定結果の利用方向

①経済循環と無償労働の追跡 多くのケーススタディは、今では市場自由化を含む構造調整とマクロ経済政策改革の女性への影響を立証しており、SNA統計が非市場労働の体系的情報を含むのであれば、ケーススタディは集計情報で補完される。ベネリア(Beneria L.)は、関連データは「構造的調整が、市場から世帯への調整費用の移行を代表する度合いを国のレベルあるいは地域レベルで我々が分析すること」、「経済の生産およびリプロダクティブ部門のつながりと、経済危機が始まったときの不振を補填する無償労働の規模とを我々が測定すること」を可能にすると言っている(Beneria 1996: 140)。この問題は、世帯と市場の間での生産と労働の景気循環を通した相対的運動と関連している。

さらに、ラクストン(Luxton M.)の研究サーベイによれば、就業の場面では、(i)雇用主が、被用者は自分たちの家事および地域社会の責任をそれに応じて調整できるはずであると考える傾向にある、(ii)安定化政策・リストラ政策は、労働市場にいることがなお必要であるが、削除されたり規制緩和されている支援サービス(例えば、子どものケア)に頼っている人々の緊張を高めてきており、多くの削減は、世帯あるいは地域社会において代替活動によって処理されるという誤った想定がある、(iii)「家族にやさしい」職場政策に関するカナダ統計局の最近の研究によれば、男性はこの政策からより多くの利益を得ている、(iv)ますます増える多くの労働、特に介護労働を吸収するための家族世帯の受容力についてのより多くの研究が必要である。また、世帯では、(v)生活時間、世帯の仕事の配分と家事労働の全体的な組織化がこれらの研究の焦点であり、男性が家事労働負担を避けている傾向があり、(vi)人種・階級・エスニシティ・年齢別の女性内部での相違の研究も必要である。これらに無償労働評価は関連する。

②新しいニーズと傾向の確認 (i)人口学的変化と公共政策:OECD 諸国の高齢者人口の増 大は護労働の必要性を増加させるが、a.女性の労働力参加の増加は、インフォーマルな介護の 役割を同時に果たすことを困難にすること、b.現在では、家庭介護の必要性と介護サービスの 公的供給との間にはギャップがあること, c.必要な家庭介護を受けていない多くの高齢者がい ること、d.早期退院の後、患者の家庭介護への移行費用を個人が負担することになること、e. カナダの家族ケアの分野での政策・実践において、カナダ人が家庭での健康管理の実施により大 きな責任を持つと考えているという仮定,およびカナダ人は健康管理を実施に家庭が責任を持 つという仮定.がある。これによって重圧の大部分が仕事と家庭介護の二重の責任を負っている 女性の負担になっているという研究があること,以上の事実や仮定の検証が必要である。さら に、f.高齢の親族と同様に子どもの世話をする責任のために、有償労働が中断されることを、 カナダ年金計画および雇用保険において認識する必要があり、g.ほとんどのパートタイム労働 者にとって給付金の資格を得るまでにより長い期間が必要であること、等の確認の必要がある。 (ii) 労働市場参加における変化:a.子どもを持つ女性の有償労働への進出が,絶対的にも男 性との比較でも、女性の自由時間を全体的に減らしていること, b.これによって幼児を持つ女 性に、時間的ストレス要因と、持続的な高血圧、脳卒中および心臓病の危険をより高くしてい ること、d.職場の体制は、未だに男性の一家の稼ぎ手モデルを反映しており、ますます増加す る片親家族の負担とともに、家庭と仕事を上手に処理することを認めておらず、公的および民 間部門の政策の立ち遅れの中で、柔軟な職場の体制が要求されていること、の研究。

③ボランティア部門をたどること カナダ政府は、社会的インフラストラクチュアと移転支払いの削減の空白を埋めるためにボランティア部門を継続して求めている。(i)公的部門支出の縮小をボランティア部門が埋めることができるという仮定は否定されるだろう。(ii)収入の減少に対して、多くの人々がより長時間働いている。(iii)この労働および時間的圧迫は、ボランティア活動時間を締め出すように見える。(iv)標準の経済計算は市場統計の跡を追うだけであるから、ボランティア活動の減少は、政治領域においても、メディアおよび公共の理解においても見えず、何年も後に生活の質の微妙な低下のうちに現れるだけである。(v)ボランティア時間の減少と、移転支払とサービスにおける政府支出の減少が、援助を受ける点で立場の弱いグループにとって過去10年間、二重の損失であったこと、がある。以上は、毎年の生活時間調査はボランティア活動のあとをたどることを必要としている。

④社会的排除。無償労働の数量を推定する理由の1つは、それが、女性の無償労働の社会的条件をどう優先させるかと、これが社会的責任なのかどうかに焦点を当てることであり、その意味で、無償労働の議論は、社会的排除/社会的結合に関する幅広い政策論争に対応する。社会的排除とは、個人あるいはグループが、自分たちが生活している社会への十分な参加から全体的にあるいは部分的に締め出される過程のことであり、排除される主な分野は、民主的および法的体制、市場、福祉国家的供給、および家族と地域社会、である。この排除が明白なのは市場であり、女性は自分たちの時間を使用して市場経済に一種の補助金あるいは税を供給しながら、無料で市場経済のために人的資源を生産している。多くの場合に、女性が行う無償のリプロダクティブ部門(育児、インフォーマル・セクター、自営農業)での労働には市場がなく、価格がないから、支出された女性の時間および労働から見ての資源は、政策の対象外に置かれている。労働市場への参加からの排除によって、多くの場合、政治的生活および経済的繁栄などの他の分野で、女性を周辺的地位に追いやられる。

⑤無償労働と予算。財政支出の生活時間への影響は、社会的再生産にける無償労働のマクロ経済的意味を明らかにし、生活時間データは、政府予算と世帯の生活時間の内的関係を、例えば、以下の計算によって明らかにする。すなわち、(i)生活時間データによる、各人の無償の再生産労働に費やす平均時間(時間税)の変化、(ii)無償の介護経済を、社会的部門の公的支出とともに投入と産出として含む社会サービス投入一産出行列、(iii)健康、教育、公衆衛生および輸送などのサービスへの貨幣支出とともに、時間の支出を含む世帯社会部門勘定(household social sector accounts)、時間支出の変化を公的支出の変化との関連づけ。

公的財政のジェンダー視角からの分析は、市場経済と無償の再生産経済との関係を明らかに する。この関連づけは、介護、マクロ経済的政策の変化に対する介護、地域社会、世帯および 個人の反応、を組み込んだ政策的課題を作り出す。

- (2)諸政策。無償労働に関わる政策として以下がある。
- ①真の進歩指標 (GPI: Genuine Progress Index)。GPI は生活時間、ストレスのレベル、仕事と 家族責任のバランスする苦闘を取り入れており、経済成長の利益とコストの両方を評価できる。
- ① 家族にやさしい労働政策。これはダフィーとピューポ(Duffy A. and Pupo N.)の枠組みを使って示すことができる。
- (i)パートタイム労働。仕事と家族の矛盾のもっとも一般的な解決策であるが, 短期的なもので

あり、女性よりも男性に利益をもたらしている。

- (ii)ジョブ・シェアリング。労働者は予定労働以上に延長し、実際には仕事の分かち合いという 考えを持っていない。
- (iii)フレックスタイム。ある時期の子どもに対しては可能性を持つが、仕事と家族責任の矛盾を 解消するものでない。
- (iv)週労働日の短縮。8時間労働の5日間を10時間労働の4日にしても解決にはならない。
- (v)家族休暇制度。カナダでは、休暇中の賃金の水準と休暇期間が不十分であり、片親世帯や低 賃金の女性は休暇を生計のために取れず、女性が休暇をとる傾向があり、性別役割分業を解 消しない。
  - ③家庭と仕事のギャップの縮小。
- (vi)テレコミューティング。在宅勤務は、ギャップを縮小するが家族生活や家族生活スペースへの侵入になる。
- (vii)保育。カナダは国の保育計画を持たず、州に依存しており、また税のいくらかの控除を行っている。
- 4.4 APEC 勧告とバッカーの無償労働と政策の関連論議の検討

以上紹介した APEC とバッカーの論議に対する筆者の特徴付けを示す。

第一に、無償労働をとりあげる目的に関しては、このプロジェクト自体が人的資源開発ワーキンググループであり、「有償労働と無償労働とのつながり」と広く設定されていることにもよるが、持続的開発を念頭において、経済全体のバランスの角度から費用を考慮して労働の有償と無償労働への合理的配分が主たる関心となっている。無償労働をより広い視角から位置づけているケースとして注目されるべきである。

第二に、このまとめの勧告の中で、諸政策の基礎にある家族モデル(家父長、個人責任、社会責任の3つのモデル)を明示し、これとの関連で政策を検討すべきとしている。これまで政策の検討の際に家族モデルがしばしばとりあげられてきたが、このように整理・明示していることは適切である。プロジェクト全体は、社会責任モデルを、女性の労働市場参加を促し、男女の仕事と家庭責任を調和させるものとして推奨している。このモデルはカナダからの参加論文(H.ギップやバッカー)が提起していた。

第三に、無償労働に関する政策をみると、先進国と途上国にわたって包括的な柱だてをしている。その中で、(ボランティアとともに) セフティネットとインフォーマル・セクターを主要な区分に取り入れている点に独自性がある。これらに参加者論文での提起をふくめると、無償労働に関連する政策はかなり網羅的に列挙されている。

政策の大きな区分において、仕事と家族の緊張関係を調和させる政策とボランティア労働への勧告に、優れた実践が織り込まれている点では具体的である。しかし、全体としては調査や研究を深めるべきという指摘にとどまる項目が多い。無償労働の調査・研究において立ち遅れのある多くの国の政府・民間への取り組みの勧告であるため、内容的には深く立ち入らないことになってしまったきらいがある。また、無償労働をとりあげる目的が広く設定されたこともあって、勧告項目には、無償労働(評価)と政策との関連が明示的でないものが多い。

第四に、個別の参加論文については、カナダのバッカーだけを紹介したが、その他オースト

ラリアからの参加報告論文がより立ち入った論議をしている。無償労働の「評価」と政策の関連に立ち入ったバッカーの参加論文についてみれば、全体として、性別その他の区分ごとのより詳細な無償労働の大きさと、景気変動や公共政策等の影響による変化を把握すべきことを政策分野別に指摘している。物量評価や貨幣評価のどの手法が妥当であるかに関する意識的な論議には至っていないが、他の論議よりは、無償労働の把握(すなわち評価)に関して立ち入っているといえる。

## 5 ESCAP による『国家政策への無償労働の統合』(2003)

2003年に国連から出版されたこの書物は、2000年9月と2001年3月にバンコックで開かれた「有償労働と無償労働の政策への統合」に関する地域ワークショップから材料を得たガイドブックである。特に統計家、政策分析者および開発問題の主唱者向けとされるこの書物は、ESCAP統計部の責任者(当時)A.フラットが長をつとめ、東南アジアの統計局メンバーからなる REG(Regional Resource Group on Paid and Unpaid Work)が、ILOやUNDP等の国連諸機関、ESCAPの他の部門、東南アジアの統計局等の支援を受けて作成したものである。特に無償労働を測定するための生活時間調査で先導的であったインド、フイリッピン、韓国の3カ国と、その後モンゴルやネパールにも拡大した経験がワークショップに提出されて本書の内容を構成しているという。国連関係の諸機関そひてアD.アィロンモンガー(Duncan Ironmonger)の協力もあったという。

全体で6つのモジュールからなる本書は、モジュール3で「状況分析—有償労働と無償労働のつながり」、4で「無償労働の政策的意味」、6では「国家の経験—幾つかの特殊ケース」と題して、韓国、インド、モンゴルをとりあげて、無償労働と関連する政策をとりあげている。まず、このプロジェクトにおいて無償労働研究の意義をどうとらえているかと枠組を紹介し、政策との連関を直接的に取り上げているモジュール4と、モジュール3の関連する内容を紹介する。

#### 5.1 無償労働の検討の目的と「無償労働の国家政策への統合の枠組み」の提出

(1)無償労働の検討目的。この書物は、その全体的目的を、「ジェンダーに敏感な政策と戦略を通じて、持続可能で、平等で、効率的な開発の達成を促進するために、無償労働に関する統計の収集、分析、利用の能力を構築する助けとなること」(p.viii)とし、より具体的には「生活時間データとジェンダーに基礎をおく情報を生産し利用するための方法、材料と道具を提供する」(同上)ことを主にしている。そして人権や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、北京会議、アジア・太平洋ジェンダー平等ネットワークをとりあげつつ、ジェンダー平等を中心的に論じている。

(2)国家政策への無償労働の統合への枠組み。書物は序において、以下のような枠組みを提起している。この枠組みの右側のテーマに対応して書物のII~VIのモジュールが設定されている。

#### ジェンダー平等/北京行動綱領 1995

●女性と男性の労働の性格は何か?
●無償労働における男性と女性の活動

動、および時間に違いあがるか? 利用可能な資源を与えられたものとして、生活時間データの収集・分析 への最善のアプローチは何か?

Ⅱ 生活時間デ ータの収集と 分析

●女性と男性の無償労働の価値はどれだけか?

●一国の無償労働を評価する最善のアプローチは何か?

III 無償労働と 評価

●女性と男性の間の無償労働における活動と時間配分とにおける相違に関 連する意義ある社会的、文化的、経済的、政治的および環境的指標と結 果は何か?

IV 状况評価

- ●女性と男性の間で無償労働が違うのは何故か?
- ●この不平等が女性の発展にどんな影響をもたらすか?
- ●資源配分とともに政策と計画環境は、女性に等しい開発機会へのアクセ スをどのように許しあるいは禁止するのか?

と分析

- ●無償労働に関するどの問題に女性と男性は直面しているか?
- ◆そういった問題の政策的意味は何か?
- ◆女性と男性の間の無償労働の分担における平等を保障し、あるいは開発 機会への女性の平等アクセスを提供する何らかの特殊な手段のニーズ はあるか?

V政策形成

- ●意思決定に向けた生活時間データの収集/分析/評価/利用の促進に機関/制 度/組織はどの程度参加しているか?
- ●意思決定に影響を与えるために、すべての手段/チャンネルを使って活動 する戦略はあるか?
- ●この枠組みの過程の各々において擁護は慎重に計画されたか? その結 果はどうであったか?

VI 政策支持

## (1) 無償労働の統計システムへの統合

以下はこの文書にそくしての要約である。①統計システムにおける無償労働の過小報告 統計システムは女性の無償の SNA 労働を十分には数えていないし、女性による無償の非 SNA 労働も数えていない。女性の経済と社会への貢献を過小計上することで、国の統計システムは 暗黙のうちに男女の不平等の永続させてきた。女性による再生産機能を統計システムから排除 し、開発途上国で女性が主として従事しているサブシステンス生産活動も十分にはとりあげら

れないため、社会の描写は不十分になり、女性が有償労働に入ったときに、無償労働を同時に 遂行することを期待して負担を倍加することになる。

②国家統計システムに対する政策的意味

国家統計システムに無償労働の測定を取り入れることであり、以下を含む。①標準化した概念と定義の使用、②地域的状況に向けて国連の改訂試験的活動分類の採用、③無償労働のサテライト勘定の作成、④生活時間調査を実施するか、定期的な世帯調査に生活時間の質問をふくめること。

- (2) 無償労働の労働市場および雇用政策への統合
- ①労働市場における女性

女性が膨大な無償家事労働と家庭責任を負いながら労働市場に入るので、男性よりも低い地位に置かれる。再参入も制約される。

②男性と女性労働者の活動レベルを拡大する手段

女性の労働市場での機会への等しいアクセスを可能にする戦略として、以下がある。

- (a)女性労働者の出産や育児による職業の停止への以下による補償
  - (i)有償休暇と出産の費用に対応する手当てを保障する出産休暇と出産給付。
  - (ii)赤ん坊と母親の世話に父親が貢献することを可能にする出産期間の父親休暇。
  - (iii)必要な場合には、子どもが 2 歳になるまでの女性労働者の更なる特別休暇と特別看護 休暇。
  - (iv)母親と子どもの医療支出をまかなう財政援助と手当て。
- (b)女性労働者がその仕事とともに家庭責任を担うこと-すなわち家庭での労働と労働市場での労働とのバランス-を可能にするために以下を提供する。
  - (i)女性労働者が、適当な時間に仕事に従事することを可能にするフレキシブルな労働時間。
  - (ii)労働市場労働の負担を減らすための労働週の圧縮。
  - (iii)女性労働者が短期間働くことを可能にする,ジョブシェアリングとパートタイム労働。
- (c)以下のような代替設備を作り出すことによって、女性労働者の家庭負担を減少させる。
  - (i) 雇用主, 労働者および政府による費用支援による部署あるいは地方レベルでの幼児のための保育所の設置と年長児童のための保育施設の設置。
  - (ii)適切な技術的および他の介入による女性の家庭労働の効率の増大。
- (d)女性労働者が以下を通じての児童や扶養者の世話をする財政的インセンティブを提供する。
  - (i)必要なときの労働者に対する育児および扶養による税控除。
  - (ii)女性が、子どもや扶養者の世話をする責任によって低い補給や低い給付にならないことの保障を支える同等賃金や同等給付。
  - (iii)子どもや扶養者の世話をしている女性労働者のための社会的な保障や支援。
- (e)家族にやさしい政策とり、それら部署内でのジェンダー平等を促進する手段をとっている 雇用主あるいは会社に対して財政的インセンティブを提供すること。
  - (f)少女が労働市場に入る前後に、より高い生産性の仕事と昇進を得るための人的資源開発を 以下の実施によって促進する。

- (i)学校や大学レベルで非伝統的技能における少女の技能形成を促進することのできるアファーマティブ・アクションないしは女性に対する肯定的差別の提供。そういった活動としては、授業料補助、非伝統的技能訓練における少女への割り当て、本や器具の対する特別給与、その他がある。
- (ii)組織された特別な技能訓練,管理者開発や専門的政策を通じての女性労働者向け肯定的 差別。

#### ③ インフォーマルセクターの女性

自営と他のインフォーマル・セクターで活動している女性労働者の地位向上のためには特別な活動が必要である。それらの女性はジェンダーによる幾多の不利を蒙っているので、以下のような特別な活動/政策を通じてその就業と所得を向上させる必要がある。

- (a) 信用と資金, 市場, 原料, 施設その他へのアクセスを改善するインフラストラクチュアを強化する。
- (b) 彼女たちのための特別なプログラムによって、技能形成、技能の更新、管理研修、への アクセスを改善する。
- (c) 女性労働者の労働市場の状況と展望に関する情報へのアクセスを改善すること。政府に おける女性のための特別な小スペースを設置することができる。
- (d) インフォーマル・セクターの女性の開発とエンパワーメントのために組織されている NGO に対して特別な支援を提供する。

#### ④ 女性の福利と生活の質の保護

女性は、SNAと非SNA活動の両方で、無償労働の主な負担を担っているので、その福利と 生活の品質を改善するために、この負担を減らすことが望ましい。

- (1)その家庭労働の退屈(tediousness)を減らすための女性労働の技術の改善。インドの例では、女性と男性もある程度まで、時間消費的で疲れる燃料、飼料、水の収集に長時間をあてている。女性のこの負担を減らす適切な行動をとることが必要であり、インドでは、村レベルの森林再生や雨水の貯水計画の推進がある。
- (2)保育所と育児施設。児童の健康や発展にも役立ち、長期的に、女性のレジャー時間や女性の個人的時間の拡大に役立つ。
- (3)社会サービスの補助。
  - (a)食品加工や病人の世話といったサービスの民間による提供。
  - (b)無料あるいは補助的サービスの政府による提供。
  - (c)補助を受けた料金での NGO が組織するサービス。
- (4)無償労働者のための社会保障。無償労働者は労働者とみなされず、年金や社会保障の権利 を持たない。女性の家庭サービスの貢献が社会の福利に貢献しているとみるなら、社会保 障の提供は適切と考えられる。韓国では年金を計画している。
- ⑤ ジェンダー平等およびケアの確保

「ケアは、家族メンバーを愛によって結びつけて、一緒にするので、家族の中心にあり」、ケアが女性の無償の家庭労働の大きな部分であって、女性の地位を低いものにしている。重要な問題は、労働の同等の分担を可能にしながら家族のケアを維持するか、家族へのケアと愛を失

うことなく、グローバル化した世界で女性の発展の機会への等しいアクセスを保証するか、で ある。これは難しい問題であり、これまでの、どの社会においても十分な答えはなかった。

理論的には、ケアは女性、男性、民間、ボランティア、政府によって提供できる。国家がケアを提供する福祉国家が市場に浸透している中で、平等分担とするべきであり、女性の地位の向上があるべきだが、「同時に、重要な活動においては、子どもと家族のケアを保証するものであるべき」であり、さらに、女性が十分な補償を得るべきである。しかし、これには確固とした規則はない。ケアの確保は強調されるべきであり、ケアの無視は、「家族と地域社会の連帯の喪失は社会に莫大な費用を負わせることになる」。

## ⑥ 無償労働のマクロ政策への統合

上記のミクロ政策も、マクロ政策がジェンダー化しなければ実現は難しい。開発政策は、性を持ち、就業や所得の改善をもたらし、人的資源の開発と女性の就業と資産へのアクセスに焦点をおき、市場の力のままではなく女性に新しい機会をもたらすものであるべきである。無償労働をふくむ全経済活動を認めることによって政策が強化されるマクロ政策には以下を対象にしたものがある。

すなわち, (i)マクロ経済的安定, 景気循環, 世帯労働, (ii)安定, 調整, リストラクチュア, (iii)経済的不況下で無償労働がこうむる停滞, (iv)緩和効果-無償労働の経済的危機に対する調整, 予算削減の時間投入効果, および社会サービスの民営化の程度, (v)国家予算, (vi)成長, 不平等, 人間開発, (vii)貯蓄と投資, (viii)貿易戦略, (ix)社会保障政策, (x)貢献と資源の格差, (xi)⑪政策の透明性, 説明責任および市民社会の声のより大きな反映, である。

これらは政府の資源配分に反映されるべきである。また女性の財産権その他の法律分野の政策に翻訳され、ジェンダーを支援する偏りが、政府の主な部門政策や計画において明示的であるべきである。

## (7) 同時的ベースでの監視と評価

上述の政策は、総合化の方向と前進のテンポを確かにするために同時的基準で監視・評価する必要があり、この目的のための指標を開発することが必要である。世帯の長時間労働が、睡眠時間の減少、多重あるいは同時行動に使う時間において、男性、そして特に女性の福利に影響を与える。生活時間に関して以下の点をとえりあげるべきである。(i)週当たりの SNA と非SNA 活動に女性と男性があてる総時間、(ii)男性と女性の総労働時間(週当たり)における無償労働の性別分担、(iii)男性と女性の時間ストレスを示す多重活動(週当たり)に費やした時間、(iv)男女が費やした個人的時間、(v)SNA 活動で子どもに費やした時間。

## 5.2 ESCAP『統合』における論議の筆者による評価

以上紹介した ESCAP の『統合』での論議に対する筆者の評価を示す。

第一に、「無償労働の国家政策への統合の枠組み」は、北京行動綱領を出発点に据えて、無償 労働と政策の関係を、あくまで一般的にであるが、要領よくまとめており、無償労働と政策に 関する諸問題を整理するのに有効である。

第二に、この書物が ESCAP レベルで用意され、途上国の統計作成者の無償労働データの作成能力を高めることを狙いとしているために、無償労働を測定した後の目的としてはジェンダー平等が一般的にうたわれているにとどまり、前項まで紹介してきた論者のように政策が前提

している家族モデルとか,経済開発における無償労働の意義といったより広い意味での理論的 検討はない。とはいえ,他方で,無償労働データ作成への具体的指針が周到に用意されている。

第三に、政策への統合の第一として、統計システムにおける政策を項目立てし、無償労働の統計システムへの統合政策と、無償労働に関するデータの作成を提起している。ここで一貫して重視されているのは、生活時間調査の実施あるいは労働力調査等への生活時間に関する質問項目の導入である。国家統計システムでの無償労働の無視と過小評価の克服すべきことの強調は、すべての論議や政策の大前提として積極的に評価して良い。

第四に、列挙されている政策は、全体として網羅的である。本章でとりあげた先行研究(例えば、バッカー)では個々の政策に関して、女性の自立の見地その他から政策の妥当性に関しての論議があった。但し、この『統合』では内容に深くは立ち入っていないし、政策の幾つかについては立ちいった説明をしていない。

第五に、前述の無償労働の統計システムへの統合政策は評価できるのだが、問われるのは、 無償労働データの生産が、その先で、諸々の社会・経済政策にどう生かされて、ジェンダー平 等その他に貢献するか、また対応する政策との関連で採用されるべき無償労働評価のどの方法 が採用されるべきか等である。これらの点がより明確にされることによって、実は無償労働デ ータの生産の必要性の主張が、より強化されると我々は考えている。しかし、先を展望する立 ち入った論議はない。

#### 6 無償労働(評価)と政策との関連に関する従来研究の全体的検討と評価

以上,本稿では,無償労働(評価)と政策との関係について先行する論議のうち,最も広くこの関係を論じた4つを紹介した。これら全体から,何をくみ取り,また何が今後追究すべき課題として残るかについて,いくらか繰り返しをふくむが,筆者なりに成果と弱点としてまとめてみる。

### 6.1 成果

#### (1) 無償労働の測定の政策的目的

無償労働に関連する政策が、何を狙いとするかについての基礎的論議が一定程度揃った。 論者が、人的資源戦略のもとでの無償労働の検討を委ねられている、あるいは途上国での無償労 働データの作成を実践的狙いとしていたなどの制約を持つケースもあった、ブルイン・フントや スウィーベルは学術的に自由な検討を許されていた。そこでは、まず基礎の目標に、①経済・社 会一般にとって持つ意義の検討:(i)無償労働の存在自体が経済・社会において持つ意義一特に、 ボランティアの意義ーの確認、(ii)無償労働の有償労働化が経済・社会に対して持つ積極的意義 の確認、②男女平等・女性の地位の向上に向けての無償労働の扱い、(iii)女性の経済的自立、(iv) 有償労働と無償労働の性別の平等分担、がおかれた。

#### (2) 大前提としての無償労働データの作成

無償労働に関わる政策が広く取り上げられた中で、無償労働データの獲得が大きな前提になる ことが多く語られた。これは無償労働の可視化、あるいは国家統計システムへの無償労働の統合、 とも題されて指摘された。いうまでもなく、無償労働は経済理論や国の統計システムの中で、こ れまで無視され、あるいは軽視・過小評価されてきた。これをデータとして目に見えるものとすることによって、経済・社会過程での無償労働の意義や、男女平等に対する無償労働の不均等な分担からくる制約等がはじめて意識され、無償労働の検討や政策がはじまるからである。あらゆる論者や会議が、無償労働の可視化を重視したことは正当である。この必要との関連でSNAのサテライト勘定としての無償労働の取り上げの必要が語られたし、あらゆる経済指標に無償労働をふくめるべきとの主張があった。

とはいえ、このことは1975年の国連世界女性会議以降、そして特に1980年以降は、当然のこととして前提されてきた点である。問題は、無償労働の評価が具体的にどういった政策と結びつき、目的に対応した結果を期待できるか、である。この点がより一層深められることによって、無償労働のデータ作成がより切実に意識され、評価方法も具体的に検討されることになる。

#### (3) 無償労働関連政策の広い指摘

(1)の②で示した目的に沿って政策が多様に指摘された。政策は、無償労働に関わって直接的と間接的、あるいは実質分野別一賃金・所得政策、雇用・市場政策、税制、社会保障・福祉一に政策が広く語られた。これらは相互に重複・関連している。そしてまた、仕事と家族責任(あるいは家庭生活)のバランス(調和)、あるいは家族にやさしい政策といったタイトルのもとにまとめられることもあった。その上で更に、具体的なより詳細な個々の政策として論じられた。一覧表的に示すと表1のようになる。

この表は、論者が語ったさまざまな無償労働に関わる政策を表側にまとめ、その政策を行うにあたって、各論者(機関)によるその政策の評価について、賛成を〇、反対を×、不十分であるを △で表し、特に言及がなかった場合には空欄とした。

この表へのまとめをふくめて、全体をふりかえると以下の4点を指摘できる。

第一に、すでにふれたことであるが、無償労働の「評価結果数値」を政策と結びつける提案として説得的な内容を持っているのは無償労働の可視化を促進する政策においてだけである。後の(6)で述べるような一定の示唆はあるが、具体的な施策との関わりを言及したものではない。特に、世帯サテライト勘定についてまで言及しているのは、スウィーベルとESCAPのみである。これも政策に結びつく提案をしたものではない。生活時間調査による無償労働時間の生活時間調査による把握の必要性はしばしば指摘されるのであるが、無償労働の可視化以外の政策の提案において直接的に生活時間調査の必要性について言及しているのは、バッカーのボランティア地域社会労働に関する政策の提案くらいである。

第二に、生活時間調査の浸透度、また関連施策がすでにその時期と国において実施されているか否かによって、政策の有用性の評価も違ってきている。例えば、生活時間調査の整備も含め、さまざまな政策の立案・実施がこれからというESCAP地域では総じて無償労働と関連する諸政策を肯定的に支持する傾向がある。

第三に、共通して提案が多く見られるのが、有償労働と無償労働の男女間での同等の分かち合いのための家族政策、税制、社会保障における施策である。家族政策では、出産休暇や育児休暇はもとより、介護休暇や公的保育にも賛成が集中している。税制、社会保障システムでは、ジェンダーバイアスの解消に努める施策に意見が集中している。

第四に、世帯の無償労働、家族政策におけるボランティア活動だけでなく、ボランティア地域 社会活動として、地域社会における無償労働にも言及していることが注目される。

表1 無償労働に関わる政策と4研究者(機関)の評価

政策	る政策と4研究者(機関)の評価	4研究者(機関)の評価			<b>F</b> i
<b>λ</b> ,π		MBH	SJ	APEC & BI	ESCAP
婦への賃金		×	×		
の所得税(ベーシック・	インカム)	Δ	Δ		
機合労働の可視化					
W 84 73 MO - 2 DO 10	生活時間調査の実施・強化		0	0	0
	生活時間調査の国際比較可能性、標準化した概念と定義				
	の使用		0		0
	生活時間調査の地域的状況に向けて改訂国連試験的活動		0		0
	分類の採用				
	無償労働の価値の貨幣的帰属計算,無償労働のサテライト勘定の作成		0		0
	生活時間調査を実施するか、定期的世帯調査への生活時				0
	間項目の挿入			0	
	無償労働と予算。社会的部門の公共支出。				
	等の分かち合いのための政策		<u> </u>		$\overline{}$
<b>京族政策</b>	出産休暇	<del>_</del> ö_	<u> </u>	<del> </del>	8
	育児休暇,親休暇	<u> </u>	0		
	災害休暇	9	<b>-</b>		0
	公的保育	0		Δ	
	介護休暇		0		<u> </u>
	家族休暇			Δ	0
	助成を得た家でのケア	Δ			0
	母親と子どもの医療費への財政援助				0
	ボランティア	Δ			
<b>听得政策</b>	家族手当(賃金)の廃止		Δ		
労働市場政策	機会均等	Δ			
	ポジティブアクション	Δ			
	パートタイム労働	Δ	×	Δ	0
	ジョブシェアリング		l	Δ	0
	フレックスタイム			Δ	0
	労働時間短縮			Δ	0
	テレコミューティング			Δ	
	家族にやさしい政策をとる企業への奨励			0	0
地位向上のための直接政 策	訓練、相談、仕事種・発言での同等、セクハラ防止、労働時間の柔軟化と雇用主への補助金、パートタイム職の 法的権利、充実、フルタイムからパートへの移動	0			
賃金政策	同一労働・同一賃金(コンパラティブワース, ペイ・エ クィティ)	Δ			0
税 .	所得税システム(無償労働への課税)	Δ	Δ	T	
	税制におけるジェンダーバイアスの解消(税の個人化)	0	$\overline{\Delta}$		
	物品税,無償労働の市場商品による代替に関する税政策	0		†	
	女性労働者に対して育児・扶養による税控除	<u> </u>	<del>                                     </del>	†	0
上会保障	社会保障のジェンダーバイアスの解消		Δ	<del>1</del>	t Š
<b>山式体</b>	生計維持者への補助金の廃止	0		<del> </del>	
	社会保障の資格審査の範囲の再考	<del></del>	6	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
;	国家援助法の下での(公的扶助のための)資力調査の廃止	0	<del> </del>	†	<del> </del>
		8	<del> </del>		-
	老齢年金を各自の権利とすること	<u> </u>	₩	<del> </del>	<del>                                     </del>
無償労働の有償労働化 の促進				0	0
人的資源管理(開発)			Δ		0
ボランティア地域社会労働	リー限・ナスコー第		0*1	O <b>*</b> 2	

出所: Bruyn-Hundt(1996), Swiebel(1999), Bakker(1999), ESCAP(2003)より, 筆者作成。

注:MBH=ブルイン-フント、SJ=スウィーベル、APEC=アジア太平洋経済協力会議、BI=バッカー、ESCAP=国連アジア太平洋経済社会委員: \*1スウィーベルは家族政策におけるボランティアとは別に、地域社会労働としてのボランティアの無償労働に言及している。

<sup>\*2</sup>パッカーはボランティア部門と地域社会構造の関係からボランティアによる無償労働の生活時間調査による把握を求めている。

## (4) 政策の基礎にある対象家族モデルと福祉国家タイプの指摘

政策の基礎には、家族モデルがあることが指摘され、政策はどの家族モデルを推進するのかが問われるべきとの指摘があった。さらに国家の社会保障に関するタイプも検討された。特に男女平等をめざす政策に関しては、その社会に性別役割分業がどれだけ根付いているかとの関連で、性別役割分業の克服を促進する政策であるかどうかが問われる。そして、国家政策が、仕事と家庭責任の調和等にどれだけ踏み込み、具体的にどこまで先進的なものであるかは、その国が高福祉高負担の社会か、それとも自己責任を中心に置き、国家の介入を避ける体制なのかが関わってくる。この点で対象とされる家族モデル、そして政策を実施する国家と社会のシステムがどの類型であるか、またどの類型をめざすのかが明確化されるべきという指摘は重要である。政策を検討する場合に、考慮され明示されるべき点であろう。

#### (5)政策の有効性・問題点の評価

(3)に一覧した政策の一部については、その有効性あるいは問題点に関して一定の論議があった。主な政策 に関して若干にふれると、①「基本所得(ベーシック・インカム)」政策に関しては、ブルイン・フントも スウィーベルも、女性の経済的自立および労働の平等な分担と矛盾すること等を指摘した。②有償労働へ の税政策として、家族単位で被扶養の妻を持つ男性稼ぎ主への税の軽減は女性の労働市場参加へのブレー キになるとして、個人単位の課税を推奨している。③配偶者の収入を加算する家族単位の累進課税は、結 婚後の女性の労働市場参加と継続を阻害するとみて否定的評価を与えた。④公的保育に関しては保育料金 の高低が、労働市場参加か育児かの選択にとって重要であることを指摘した。⑤構造調整政策としての予 算削減は、政府サービスを家庭の無償労働に移す効果を持つ。この政策は女性の家事労働の無限の供給を 前提しているが、供給は無限でなく、途上国と先進国で健康や教育の悪化に帰着していることが指摘され た。この例にみられるように、国の政策の前提・仮定にさかのぼってその誤りを指摘しているものもある 点が注目される。⑥ワークフェア政策は、政策対象者が無償労働を大きく担っていることを考慮していな いと批判された。ワークフェアは正当な賃金なしに仕事をするという意味で無償労働の一形態となるとさ れ、有償労働を求める者に適切な賃金の真の仕事をもたらす可能性を持つ時にだけ正当な戦略になるとの 指摘があった。⑦パートタイム労働に関しては、一定の実績を経験しているオランダのブルィン・フント は、労働諸条件の改善によってパートは活用されうると見るのに対して、バッカーは女性にとって不利な 施策であるとしている。等である。

#### (6)無償労働の「評価」と政策立案との関連への示唆

無償労働の「評価」と政策との結びつきに関して、一定の示唆があった。列挙してみる。

①ブルイン-フントはその書物の第7章「経済モデルにおける無償労働」で、経済モデルに無償労働を導入した若干の先行例を紹介するとともに、自らのモデルを試験的に論じていた。また、諸政策が女性の有償労働への参加を促し、その結果として無償労働と有償労働の大きさとその性別分担をもたらす経路を示唆していた。

②スウィーベルは、第一に、無償労働の可視化を政策の大きな柱とした。ここでは当然、無償労働の大きさの把握が基本になる。地域社会のボランティア活動への支援もとりあげている。スウィーベルは、政策立案者は世帯の寄与を十分に認識していないし、われわれば、非市場生産と市場生産の相互作用および政府の政策の影響について非常に初歩的な洞察力しか持っていない、という。これに関連するデータの収集・分析にかかわる重要な問題として、消費と投資の選択、無償労働の人的資本形成の貢献、無

償労働への新技術の影響,有償労働から無償労働への移動およびその逆への景気変動の影響,所得分布の分析に無償労働をふくめること,ジェンダー関係と家族福祉への異なる社会・経済政策体制の影響についての比較研究,等がある,としていた。

③APEC 報告は、ボランティア部門の経済への貢献を、例えば、生活時間調査によって監視し評価する方法を発展させるべきと指摘した。生活時間数による全体的評価を意識していたといえる。しかし、その他の政策に関わる無償労働の評価を論じていない。

④バッカーは、第一に、無償労働データの5つ用途、すなわち、(i)就業レベルと世帯レベルでの代替戦略の検討、(ii)新しいニーズ・傾向の認識ー(iii)ボランティア部門の把握。(iv)女性の社会的排除あるいは統合の把握をあげた。第二に、生活時間データは、政府予算と世帯の生活時間の内的関係を、例えば、以下の計算によって明らかにするとした。すなわち、(v)生活時間データによる、各人の無償の再生産労働に費やす平均時間(時間税)の変化。(vi)無償の介護経済を社会的部門の公的支出とともに投入と産出として含む社会サービスの投入一産出行列の作成。(vii)健康、教育、公衆衛生および輸送などのサービスへの貨幣支出とともに、時間の支出を含む世帯社会部門勘定による、時間支出の変化と公的支出の変化との関連づけ、によって。(vii)さらに、生活時間データを使うカナダのノヴァスコシア州における「真の進歩指標(GPI: Gemine Progress Index)に言及している。

⑤APECの『統合』は、特にマクロ政策への無償労働の統合に関して以下の点を指摘した。すなわち、(i) マクロ経済的安定、景気循環、世帯労働、(ii)安定、調整、リストラクチュアー括政策、(iii)経済的不況下で無償労働がこうむる停滞、(iv)緩和効果ー無償労働の経済的危機に対する調整、予算削減の時間投入効果、および社会サービスの民営化の程度、(v)国家予算、(vi)成長、不平等、人間開発、(vii)貯蓄と投資、(viii)貿易戦略、(ix)社会保障政策、(x)貢献と資源の格差。(xi)政策の透明性、説明責任および市民社会の声のより大きな反映、である。

#### 6.2 弱点あるいは問題点

### (1) 無償労働と政策との関連における目的論議の不足

成果の(1)でふれたとおり、無償労働を検討する目的としては、大きくは、(i)経済・社会過程における無償労働の機能に関してと、(ii)女性の地位向上あるいは男女平等、また女性の経済的自立に関する論議がある。そして、かなりの政策論が、男女平等と女性の経済的自立に関わってのものであった。ここで男女平等は人権に基礎を置く根源的なものであるから、これに向けての無償労働の担当をどう配分するか等の政策論議があり、政策が実行されることは有り得て良い。しかし、男女による無償労働と有償労働の負担の平等と経済的自立、そして男女平等の関係はどうなのか。そして特に、(i)と(ii)に関して、この男女平等の推進における無償労働の扱いは、(iii)経済成長(この場合、「真の」経済成長という意味でも良い)とどう関連するのか。単純化すると、a無償労働の男女による平等な分担の促進は、経済成長を推進する、b.平等な分担の促進は、経済成長と関連はない、c平等な分担の推進は、経済成長を阻害する、のいずれなのか。このうちのaが結論であるとすれば、無償労働の平等な負担の促進は、非常に説得力を増すだろう。しかし、これらに結論が出ているのか。あるいは仮説として描いているのかれ、必ずしも明らかではない。政策の前提として、(i)、(ii)のいずれにたつのか、(i)と(ii)の関係をどう見ているのかが、この関係を問わずに論議しているという場合をふくめて、明らかにされるなら、政策の位置づけや評価がより容易になると

考えられる。もちろん、この関係を確認するために、無償労働を検討するという目的はありうる。 (2)前提される家族モデルおよび福祉国家タイプの提示の不足

政策の有効性を判定する際には、無償労働に関する政策が予定している家族モデルが何か、さらにその 政策をうちだす福祉国家タイプが何かの問題がある。家族モデルや福祉国家タイプに関しては、既にスウ ィーベルやカナダのバッカー等による指摘があった。目的に向けての政策の有効性を考える際には、政策 が採用される現実の場で、家族モデルや国家タイプとして何が前提されているのかが明示される必要があ る。政策論議は、なお必ずしもこの点をくみ上げたものにはなっていない。

### (3)目的への経路の説明不足

政策の目的、家族モデルや福祉国家モデルの明示とも関係があるが、特に無償労働に関する間接的政策において、目的を達成する経路についての説明が十分とはいえない。このことは特に、広い目的を設定したAPECのWGの諸政策について言える。個々の政策が、前提や環境諸要因の下に、どういった前提や条件の下で、無償労働の増加や減少一これに平行する世帯あるいは個人の収入(有償労働による収入と社会的給付、他方での税負担の増減)や生活時間の変化ーを介して、生活の改善や女性の地位の向上につながるのか、さらに、条件次第で生活の改善と女性の地位の向上が同時的に進むのか、相互的には逆方向に進むのか等の説明は、政策ごとにいまだ十分とは言えない。

### (4)政策の有効性の評価の不足

上記との関係で、諸政策の有効性の評価に関しては、賛否両論をふまえた論議はなお十分とは言えない。例えば、ポジティブ・アクションやコンパラティブ・ワース (ペイ・イクィティ) に対しては、その限界や適用条件があることをブルイン・フントが指摘しているし、ジョブ・シェアリング、フレックスタイム、週労働日の短縮、家族休暇、テレコミューティングに対しては、制度の運用条件にもよるが、特にバッカーが厳しい評価を加えている。また保育所に関しても、子ども全員に対してか、働く女性の子どもについてか、さらに料金をふくむ入所の条件次第では評価が分かれている。またパートタイム労働に関しても、短時間就業を希望する男性の存在などの状況によって評価がわかれるだろう。

ここでは、(i)各政策の有効性に関する先行論議の賛否の対立点の明示、(ii)基本目標および家族モデルとの関連での検討、(iii)実証的検討、が必要になろう。

## (5)無償労働の「評価」と政策との関連の検討不足

以上の不十分点から帰結することでもあるが、政策立案において無償労働の評価一数量の確定一がどう生かされるかの検討は全体としてなお著しく不足している。これまでの無償労働と政策の論議は、何よりも、無償労働の大雑把な推計をもとにして、無償労働の大きさを指摘し、無償労働が経済・社会の存続の不可欠の要因であり、女性の地位向上にとって要の位置にあること、の確認が多かった。しかし、それらの相互関係の把握が中心に置かれて、その数量の関連までには立ち入っていない次元での論議と言える。ここでは、さらに、政策のための無償労働の評価が、①どの無償労働に関して、すなわち、無償労働の総量か、特定の無償労働の数量か、②評価方法が、(i)物量一すなわち、無償労働時間数か無償労働による生産物量一か、さらに(ii)貨幣評価か、その場合、インプット法によるべきかアウトプット法によるべきか、③どれだけの正確性をもって、必要なのかの検討が必要になる。しかし、先行研究のほとんどは、これらの評価問題を、意識していないか、自覚的に検討してはいない。

無償労働の「評価」は、これまでの諸章でふりかえったように、貨幣評価をめざし、さらにそのより複雑な(あるいは高次の)形態としてサテライト勘定を追求してきた。しかし、無償労働に関して本章で紹介・検討した諸政策は、必ずしも複雑・高次な貨幣「評価」を必要とせず、例えば、生活時間量をある程度正確に示すことで足りる場合があるように思われる。したがって、政策種類別に必要な無償労働の評価データは何かを整理することが、さしあたりの課題になるだろう。

## 7 無償労働評価と政策の関連に関する今後の検討方向

既存の研究についての以上の総括をふまえて、今後、各政策との関連での無償労働の評価がどこまで行われるべきかに関して述べる。

繰り返しになるが、国際的な無償労働評価の論議と実際推計の展開をみると、貨幣評価の先端的形態である世帯生産サテライト勘定の推進がある一方で、生活時間調査からの数値(すなわち、インプットの物的表示)だけで、政策立案の資料となりうるという指摘や実際事例があるからである。

以下、政策立案・評価の基礎データとして、第一に、生活時間調査の結果数値が必要い、第二に、生活時間データとともに無償労働の貨幣評価も必要、第三に、世帯サテライト勘定による貨幣評価データまでが必要、という3つの段階(レベル)に大別して、筆者なりの見解を一覧表として表2にまとめ、これを説明することによって本稿の結びとしたい。

表2では、上記の3つの段階(レベル)に表頭の左から右の至る列に示した。そして、必要性が強い場合は

②、必要性が中位の場合は〇、無くてもよい場合は空欄とした。以下、各段階(レベル)を説明する。

7.1 生活時間(調査)データを必要とする段階(レベル)

表2において、まず、これまで有償労働の陰に隠されていて、歴史的に、そして世界中で、女性が無償労働の大半を担当してきた事実を、データによって明らかにするという政策は、すべての前提になる。これを「無償労働の可視化」政策とう。この政策のためにはいうまでもなく生活時間データそのものの提示が有力である。このために、生活時間調査の実施が国際的に加速してきたのであった。この生活時間データは、有償労働と無償労働の男女間での同等の分かち合いのための政策一労働時間の柔軟化やワーク・アンド・バランス、両立支援政策等を採用する企業に対して、政府等が表彰や税の軽減などで奨励する政策を除いて、ほとんどの社会・経済政策にとって必要である。

ここでは、生活時間データが、(i)そのデータ自体がそのまま必要で利用される場合と、(ii)貨幣評価において時間データとして利用する場合とに分かれる。

(i)では、特に、上述のように、無償労働を可視化する政策について◎を印した。これについては、「生活時間調査の国際比較可能性、標準化した概念の使用」、「生活時間調査の地域的状況に向けて改訂国連試験的活動分類の採用」をめざすESCAPが詳細な提案をしている。

有償労働と無償労働の同等の分かち合いのための政策では、パートタイム労働、ジョブ・シェアリング、フレックスタイム等の労働市場政策も、有償労働時間の調整とともに無償労働時間の調整の必要性から、無償労働を把握する必要がある。特に、ジョブ・シェアリング、フレックスタイムの場合には、労働者自らが、自らの時間使用の状況を自覚することはもちろん、企業の管理者側に対しても労働者の無償労働を

ふくむ時間使用の状況を考慮してシフトの設計等を行うように促すことができる。したがって、労働市場 政策においても、無償労働時間の把握が重要となってくる。さらに、ボランティア地域社会労働に関する 政策においても、地域社会の無償労働の把握に生活時間調査は必要である。

## 7.2 無償労働の貨幣評価データを必要とする段階(レベル)

無償労働の貨幣評価の場合には、その殆どが上記の(ii), すなわち生活時間調査の結果である時間データを使用して無償労働の貨幣評価を行うことになる。無償労働の可視化の施策として、例えば、「無償労働の貨幣額がGDPの何%にあたる」ことを示すなど、貨幣評価を求めるケースは、さらに世帯サテライト勘定にも発展するので、ここではサテライト勘定を除いて論じる。

第一に、古くからいわれている主婦への賃金という提案に関しては、貨幣評価は必要でろう。しかし、この施策は、ブルイン・フントやスウィーベルを始め多くの研究者が、無償労働の平等な分担にも、経済的自立にも貢献しないと批判しているとおり、政策としては現実的ではない。第二に、家族政策の出産休暇や育児休暇、介護休暇等においては休暇にともなう補償の有無と金額が問われる。ここでは、いうまでもなく有償労働側を基準にした、すなわち、賃金の何%という形での補償が行われている。この補償額が低い場合には、休暇中の無償労働一育児や介護に費やする実際の時間に基づく無償労働の貨幣評価によって、補償額を高める要求もありうると考える。ただし、この請求の相手は、必ずしも企業ではなく、子育て支援を推進する政府機関でありうる。

第三に、税体系および社会保障において、無償労働を考えていく場合はどうであろうか。例えば、無償労働に課税する場合には確実に無償労働の貨幣評価が必要だろう。ブルイン・フントやスウィーベル、OECDを含め、無償労働の生産物への非課税が、労働市場よりも家庭での無償労働を優先するバイアスになっているとの指摘はある。しかし、無償労働への課税という政策は現実的ではないし、ブルイン・フントやスウィーベルも立ち入った言及はしていない。無償労働への直接的な課税はしない、すなわち無償労働の貨幣評価をしないとしても、税体系のジェンダーバイアスの解消という提案では、間接的に無償労働の時間量が必要である。すなわち、税を個人化し、男女が平等に有償労働を選択できるようになったとしても、無償労働がなくなるわけではない。世帯に無償労働がどれだけあるのかということを把握し、無償労働が世帯員において不満なく分担できることが重要である。これは翻って労働市場への参加を促すと考える。社会保障システムのジェンダーバイアスを解消するという提案においても同様のことが言えるだろう。ただし、社会保障の受給資格が個人の所得・就業記録に基づくということになれば、ここに男女格差が生じることになるだろう。

第四に、無償労働の有償労働化を促進するという提案では、保育所や育児施設の設置が考えられている。 この計画が遂行されるならば、当然、どのくらいの保育(育児)費用が無償労働から有償労働へ移行するのかを資料として算出するはずである。これには、無償労働、特に育児労働の評価を時間だけでなく、貨幣表示で行う必要があるだろう。

### 7.3 世帯サテライト勘定

現段階で世帯サテライト勘定までを必要とするのは、無償労働をふくめてはじめて社会全体の設計が可能になるにもかかわらず、これまでの経済学・社会科学が無償労働を無視してきたという不備を埋めるために無償労働の貨幣評価を行い、さらに世帯サテライト勘定に発展させていく場合である。

政策	関わる政策と無償労働の評価の必要度	無償労働の評価の必要度				
		生活時間調査	無償労働の貨 幣評価	世帯サテライ 脚定		
主婦への賃金(家	族賃金を含む)	0				
	シック・インカム)	0	0			
無償労働の可視化						
	生活時間調査の実施・強化	0				
	生活時間調査の国際比較可能性、標準化した	0				
	概念と定義の使用 生活時間調査の地域的状況に向けて改訂国連					
	<u>試験的活動分類の採用</u> 無償労働の価値の貨幣的帰属計算,無償労働の					
	サテライト勘定の作成 生活時間調査を実施するか、定期的世帯調査	<u> </u>	<u> </u>	0		
	への生活時間項目の挿入	<u> </u>				
	無償労働と予算。社会的部門の公共支出。		0			
	労働の同等の分かち合いのための政策		L			
家族政策	出産休暇	0 _	0			
**************************************	育児休暇,親休暇	Ö	0_			
	災害休暇					
	公的保育	Ŏ	0			
	介護休暇	Ö	Ö			
	家族休暇	Ô	0			
	助成を得た家でのケア	Ŏ	Ŏ			
	母親と子どもの医療費への財政援助	Ŏ	Ŏ			
	ボランティア	Ŏ	ŏ	· · · · · ·		
<b>所得政策</b>	家族手当(賃金)の廃止	Ö	ŏ			
			<del>                                     </del>	<del> </del>		
労働市場政策	機会均等	<u> </u>				
	ポジティブアクション	<u> </u>				
	パートタイム労働	Q				
	ジョブシェアリング	<u> </u>		<b></b>		
:	フレックスタイム	0				
	労働時間短縮	<u> </u>				
	テレコミューティング					
	家族にやさしい政策をとる企業への奨励					
構造調整政策	ワークフェア	0	0			
地位向上のため の <b>直接政策</b>	訓練、相談、仕事種・発言での同等、セクハラ防止、労働時間の柔軟化と雇用主への補助金、パート タイム職の法的権利、充実、フルタイムからパート への移動					
賃金政策	同一労働・同一賃金(コンパラティブワース, ペイ・エクィティ)					
税	所得税システム(無償労働への課税)	0	0	1		
	税体系におけるジェンダーバイアスの解消(税の個人化)					
	物品税,無償労働の市場商品による代替に関する税政策					
	女性労働者に対して育児・扶養による税控除	Q		<u> </u>		
社会保障	社会保障のジェンダーバイアスの解消	0				
	生計維持者への補助金の廃止	0		ļ		
	社会保障の資格審査の範囲の再考					
	国家援助法の下での(公的扶助のための)資力調査の廃止					
	老齢年金を各自の権利とすること					
無償労働の有償 労働化の促進		0	0			
人的 資源 管理 (開発)		0	0			
	社会労働に関する政策	0	r	T		

出所:資料Bruyn-Hundt(1996), Swiebel(1999), Bakker(1999), ESCAP(2003)から筆者の見解を加え作成。

無償労働の貨幣評価の評価方法については、その変遷、実践例、および課題点を、世帯サテライト勘定については、サテライト勘定自体と無償労働の貨幣評価に結び付けられた経過、世帯サテライト勘定の実践例を別稿で見てきた。その中でフィンランド統計局と国民消費者リサーチセンターの共同研究(Varjonen & Aalto 2006:世帯のタイプ(単身世帯、二人世帯、家族世帯、その他)やその年齢(0-45歳、45-64歳、65歳以上)ごとの10通りに分けて、それぞれの世帯サテライト勘定を算出している)を紹介した。すなわち、世帯の属性ごとのSNA世帯生産、非SNA世帯生産が算出されている。そして、購入された最終消費もあわせてグラフに示すことによって、世帯に必要な最終消費と非SNA世帯生産の増減の関係や、助成金によって最終消費と非SNA世帯生産の増減は実際にどこまで変化したのか等を分析できている。

例えば、一般的に最終消費の割合は、食事の供給で一番多く、二番目に衣類の供給、三番目は住宅サービスとなっているが、小さい子どものいる家族では、育児サービスへの供給が全体では2番目の衣類の供給よりも高くなっている。これは、育児サービスが他の世帯よりも必要であることはもちろんであるが、デイケアに対して公共部門から相当の助成金が出ているためであると当局は分析している。さらに、年齢が世帯生産の量、特に世帯生産に占める労働の割合に影響を与えているように見える、という。65歳以上の単身あるいは二人世帯では、若い世帯よりも多く無償労働を行っている。しかし、年配者の方が最終消費を購入するのではなく、無償労働をより多く行っているのは、ライフスタイルの世帯の違いがあるからだと理由付けするのは、時系列的な分析ができない段階では早急であるとしている。しかし、時系列的な分析も含めて、分析の精度が上がれば、社会保障制度の改善に役立つものと考える。

世帯サテライト勘定自体がまだ体系として未知数であるが、この評価方法を使った分析も政策と結びつけて考えうる発展性を秘めている。

## 猫文

(1) 日本語文献 (執筆者五十音順、発行年順に列挙)

小沢修司(2002)『福祉国家と社会保障改革―ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版

男女共同参画会議影響調査専門調査会(2004)『「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告』http://www.gender.go.jp/

宮本太郎(2004)「就労・福祉・ワークフェア―福祉国家再編をめぐる新しい対立軸」

塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会

(2) 外語文献 (アルファベット順、発行年順に列挙)

APEC (1999) Linkages Between Paid and Unpaid Work in Human Resource Policy, Report on the APEC HRD NEDM Project and Conference.

www.apec.org/content/apec/publications/all\_publications/human\_resources\_development.html

Atkinson, A. B. (1995) Income and Welfare State: essays on Britain and Europe. University of Cambridge Press.

Bakker, I. (1998) Unpaid Work and Macroeconomics: New Discussion, New Tool for Action, Status of Women Canada.

Eurostat (1997) Towards Harmonized European Time Use Survey.

Eurostat (2000) Guidelines on Harmonised Eurropean Time Use Surveys, Luxembourg: Office for official publication of the European Communities.

Eurostat (2003) Household Production and Consumption: Proposal for a Methodology of Household Satellite Accounts, Luxembourg: Office for Official Publication of the European Communities.

Eurostat (2004) 25<sup>th</sup> CEIES seminar: Gender statistics - Occupational segregation: extent, causes and consequences, Luxembourg: Office for Official Publication of the European Communities.

Fitzpatrick, T. (1999) Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate, Macmillan.

Gibb, H. (2001) Gender Mainstreaming: Good Practices from the Asia Pacific Region.

The North-South Institute. Available in pdf format at http://www.apecsec.org.sg

Supiot, A. (1996) "Perspective on work: introduction", International Labour Review, 16 (1996), nr.6, pp.603-614.

スウィーベル, J. (1999) Unpaid Work and Policy-Making: Towards a Broader Perspective of Work and Employment. DECA web site

Säntti, R and Väliaho H. (1982) "Lapsiperheiden palkaton kotityö: ajankäyttö ja arvo", Housework Study part 9, — (1983) "Miesten, naisten ja lasten työpanos palkattomassa kotityössä", Housework Study part 10, Official Statistics of Finland Special Social Studies, Ministry of Social Affairs and Health, Research Department Finland. United Nations (2003) Integrating Unpaid Work into National Policies. ST/ESCAP/2236. Thailand.

United Nations (2005) Guide to Producing Statistics on Time Use: Measuring Paid and Unpaid Work. ST/ESA/STAT/SER.F/93. New York.

http://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/tuse/